

令和7年度
静岡県社会教育関係基礎資料集

静岡県教育委員会
社 会 教 育 課

目 次

第1章 データに見る静岡県の社会教育

- 1 社会教育関係職員・社会教育委員について 1～4
- 2 社会教育行政について 5～10
- 3 社会教育施設について 11～15
- 4 静岡県の社会教育関係統計の経年変化（社会教育調査から） .. 16～23

第2章 生涯学習・社会教育に関するQ & A

- 1 生涯学習と社会教育に関すること 24～27
 - Q 1 社会教育行政を推進していく上での主要法令は何ですか？
 - Q 2 社会教育と生涯学習は、どのように違うのですか？
 - Q 3 学校教育は、社会教育とどのように関わっているのですか？
 - Q 4 家庭教育は、社会教育の範ちゅうに入るのですか？
 - Q 5 地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正（平成20年4月1日施行）され、スポーツ及び文化・文化財に関する事務の所掌の弾力化が図られたと聞きましたが、それはどのようなことですか？
 - Q 6 地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正（令和元年6月7日）され、地方公共団体の長が公立の図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関の設置、管理及び執行をすることが可能となったと聞きましたが、それはどのようなことですか？
- 2 職員等に関すること 27～32
 - Q 7 社会教育関係の専門的職員等にはどのようなものがありますか？
 - Q 8 社会教育主事は教育委員会事務局に置かなくてはならないのですか？
 - Q 9 社会教育の業務を首長部局に補助執行している場合、社会教育主事の発令はどのようになりますか？
 - Q 10 社会教育主事講習の受講資格を教えてください。
 - Q 11 社会教育主事として発令されるための資格を教えてください。
 - Q 12 社会教育士について教えてください。
 - Q 13 社会教育施設の職員の任命規定を教えてください。
 - Q 14 公立図書館には司書資格を持った職員を必ず置かなければならないのですか？
 - Q 15 社会教育指導員の設置根拠は何ですか？
 - Q 16 スポーツ推進委員の設置根拠は何ですか？
 - Q 17 社会教育委員は必ず置かなければなりませんか？また、その身分はどのようになりますか？
 - Q 18 「地域学校協働活動推進員」は、具体的にはどのような職務に従事するのですか？
 - Q 19 「地域学校協働活動推進員」は、どのような方に委嘱すればよいのですか？
- 3 社会教育施設に関すること 32～37
 - Q 20 公民館について、設置・運営の基準はありますか？
 - Q 21 公民館で民間業者からパソコン教室を開きたいとの申し出がありましたが、差し支えありませんか？
 - Q 22 公民館で市政報告会を開催したいとの申し出がありましたが、差し支えあ

りませんか？

- Q 23 公民館で、宗教に関する講座を開設し、講師を地域のお寺の住職にお願いしましたが、差し支えありませんか？
- Q 24 市町立の公共施設の部屋を宗教団体に貸し出すことは、差し支えありませんか？
- Q 25 図書館について、設置・運営の基準はありますか？
- Q 26 図書館でのコピーについて、考え方を教えてください。
- Q 27 指定管理者制度の根拠法令は何ですか？また社会教育施設にも導入ができますか？
- Q 28 国や県の補助金を受けて建設された公民館について、その一部に住民票の発行や戸籍事務等の行政サービスの窓口を設置したいと考えているのですが、配慮すべきことは何ですか？

4 その他 37～38

- Q 29 社会教育関係団体に対して、積極的に指導・助言が必要ですか？
- Q 30 社会教育関係団体に対して、補助金を出すためにはどのような手続きをしますか？
- Q 31 子ども読書活動推進計画は、各市町においても定めなくてはならないのですか？
- Q 32 青少年の定義を教えてください。

第3章 生涯学習・社会教育関係法令

1 生涯学習・社会教育主要法令 39～60

- 教育基本法
- 社会教育法
- 社会教育法施行令（抄）
- 図書館法
- 博物館法
- スポーツ基本法
- 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（生涯学習振興法）

2 Q & A に関する法令等 60～90

- 日本国憲法第 89 条
- 著作権法（抄）
- 地方自治法（抄）
- 教育公務員特例法第 2 条
- 地方公務員法第 3 条
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）
- 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 社会教育主事講習等規程
- 公民館の設置及び運営に関する基準
- 図書館の設置及び運営上の望ましい基準（抄）
- 静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例
- 静岡県家庭教育支援条例

参考資料

静岡県の主な社会教育関係諸団体 91

第1章

データに見る静岡県の社会教育

- 1 社会教育関係職員・社会教育委員について・・・・・・・・・・ 1～4
 - (1) 社会教育関係職員数
 - (2) 社会教育委員
- 2 社会教育行政について・・・・・・・・・・ 5～10
 - (1) 施策推進における連携状況
 - (2) 生涯学習・社会教育計画策定状況
 - (3) 社会教育費
- 3 社会教育施設について・・・・・・・・・・ 11～15
 - (1) 社会教育施設数
 - (2) 公民館等整備状況
 - (3) 公民館活動状況
 - (4) 生涯学習センター整備状況
 - (5) 生涯学習センター教育活動状況
- 4 静岡県の社会教育関係統計の経年変化(社会教育調査から)・・・・・・・・ 16～23
 - (1) 教育委員会事務局に関する基礎資料
 - ① 職員数 ② 主催した学習内容別学級・講座の状況
 - ③ 主催の諸集会の状況 ④ 補助金を支出した社会教育関係団体数
 - (2) 公民館に関する基礎資料
 - ① 公民館数 ② 職員数 ③ 利用者数 ④ 学習内容別学級・講座の状況
 - ⑤ 諸集会の開催状況 ⑥ 団体利用者数
 - (3) 図書館に関する基礎資料
 - ① 図書館数 ② 職員数 ③ 利用者数 ④ 蔵書冊数
 - (4) 博物館に関する基礎資料
 - ① 博物館数 ② 職員数
 - (5) 青少年教育施設に関する基礎資料
 - ① 青少年教育施設数 ② 職員数

○1～3については、令和7年に静岡県教育委員会社会教育課が実施した「社会教育状況等調査」を基に集計しています。

○4については、当該年度に文部科学省より公表された「社会教育統計(社会教育調査報告書)」を基に集計しています。

1 社会教育関係職員・社会教育委員について

(1) 市町別社会教育関係職員数

令和7年4月1日現在

No.	市町名	①教育委員会事務局職員数			②社会教育関係専門職員数				
		総職員数 (A+B)	常勤 (A)	非常勤 (B)	社会教育主事			指導主事	社会教育 指導員
					有資格者	社会教育士	発令者		
1	沼津市	27	20	7	1	0	1	0	6
2	熱海市	14	10	4	1	0	1	0	2
3	三島市	34	17	17	1	0	1	1	0
4	富士宮市	14	10	4	1	1	1	2	0
5	伊東市	16	14	2	2	0	1	0	0
6	富士市	41	23	18	10	7	1	0	0
7	御殿場市	22	13	9	3	2	2	0	4
8	下田市	9	6	3	0	0	0	0	1
9	裾野市	13	9	4	1	2	1	0	0
10	伊豆市	10	8	2	1	0	0	0	0
11	伊豆の国市	13	9	4	1	0	0	0	0
12	東伊豆町	7	7	0	1	0	1	0	0
13	河津町	4	4	0	0	0	0	0	0
14	南伊豆町	2	2	0	0	0	0	0	0
15	松崎町	3	2	1	0	0	0	0	0
16	西伊豆町	3	2	1	0	0	0	0	0
17	函南町	13	9	4	2	0	1	0	0
18	清水町	8	6	2	1	0	0	0	1
19	長泉町	14	10	4	1	0	0	1	0
20	小山町	9	5	4	0	0	0	0	2
21	静岡市	8	4	4	2	0	1	0	0
22	島田市	24	19	5	3	1	0	0	0
23	焼津市	0	0	0	0	0	0	0	0
24	掛川市	7	6	1	0	0	0	0	3
25	藤枝市	25	10	15	1	0	0	0	2
26	御前崎市	9	8	1	4	2	4	0	1
27	菊川市	21	12	9	0	0	0	0	0
28	牧之原市	15	9	6	2	1	0	0	0
29	吉田町	7	7	0	1	1	1	0	0
30	川根本町	11	11	0	4	1	1	0	1
31	浜松市	1	1	0	1	1	1	0	0
32	磐田市	0	0	0	0	0	0	0	0
33	袋井市	26	19	7	0	0	0	0	2
34	湖西市	17	12	5	2	2	1	0	3
35	森町	20	12	8	1	1	1	0	1
合計		467	316	151	48	22	21	4	29

1 社会教育関係職員・社会教育委員について

(2) 社会教育委員について（その1）

令和7年4月1日現在

N0.	市町名	①現委員の人数		②現委員の任期	③年間会議回数
		委員数	うち公募制委員数		
1	沼津市	10	2	R5. 7. 1～R7. 6. 30	12
2	熱海市	11	—	R5. 6. 1～R7. 5. 31	4
3	三島市	15	—	R5. 12. 1～R7. 11. 30	4
4	富士宮市	15	—	R5. 7. 1～R7. 6. 30	2
5	伊東市	10	—	R7. 4. 23～R9. 3. 31	2
6	富士市	15	—	R6. 6. 1～R8. 5. 31	3
7	御殿場市	14	—	R7. 4. 1～R9. 3. 31	4
8	下田市	6	—	R5. 6. 1～R7. 5. 31	2
9	裾野市	14	4	R7. 4. 1～R9. 3. 31	6
10	伊豆市	13	—	R6. 4. 1～R8. 3. 31	3
11	伊豆の国市	12	—	R5. 5. 1～R7. 4. 30	6
12	東伊豆町	9	—	R6. 4. 1～R8. 3. 31	3
13	河津町	8	—	R6. 4. 1～R8. 3. 31	2
14	南伊豆町	9	—	R7. 4. 1～R9. 3. 31	2
15	松崎町	13	—	R7. 4. 1～R8. 3. 31	2
16	西伊豆町	11	—	R5. 5. 1～R7. 4. 30	2
17	函南町	9	—	R5. 5. 1～R7. 4. 30、R6. 5. 1～R8. 4. 30 ※半数ごと改選	2
18	清水町	12	—	R7. 4. 1～R9. 3. 31	3
19	長泉町	11	—	R6. 4. 4～R8. 3. 31	6
20	小山町	15	—	R6. 4. 1～R8. 3. 31	1
21	静岡市	9	—	R6. 6. 1～R8. 5. 31	2
22	島田市	9	2	R5. 5. 1～R7. 4. 30	7
23	焼津市	14	—	R5. 6. 1～R7. 5. 31	4
24	掛川市	14	—	R7. 4. 1～R9. 3. 31	5
25	藤枝市	9	—	R6. 4. 1～R8. 3. 31	6
26	御前崎市	13	—	R6. 4. 1～R8. 3. 31	6
27	菊川市	16	—	R7. 4. 1～R9. 3. 31	6
28	牧之原市	13	—	R7. 4. 1～R9. 3. 31	4
29	吉田町	9	—	R7. 4. 1～R9. 3. 31	6
30	川根本町	9	—	R7. 4. 1～R9. 3. 31	2
31	浜松市	10	—	R7. 4. 1～R10. 3. 31	4
32	磐田市	8	—	R5. 6. 1～R7. 5. 31	5
33	袋井市	11	—	R7. 4. 1～R9. 3. 31	3
34	湖西市	9	—	R6. 5. 1～R8. 4. 30	3
35	森町	13	—	R7. 4. 1～R9. 3. 31	4
合計		398	8		138

1 社会教育関係職員・社会教育委員について

(2) 社会教育委員について（その2）

令和7年4月1日現在

N0.	市町名	④会議の審議内容			
		最新の提言・意見具申・報告等のテーマ	公表時期	審議中のテーマ	公表予定時期
1	沼津市	地域のつながりによる家庭教育支援について	R5. 6	親の学びを支える持続可能な取組について	R7. 6
2	熱海市	テーマを設定していない	なし	子どもや子育て世帯に向けた家庭教育の方策	R7. 6
3	三島市	令和7年度主要事業・予算概要 等	R7. 5	テーマを設定していない	なし
4	富士宮市	人口減少、少子高齢化における公民館事業のあり方について	なし	テーマを設定していない	なし
5	伊東市	地域学校協働活動事業について	なし	未定	なし
6	富士市	富士市における地域学校協働活動のあり方について	R4. 3	テーマを設定していない	なし
7	御殿場市	子どもを育てる地域と学校との連携	R7. 2	未定	未定
8	下田市	テーマを設定していない	なし	テーマを設定していない	なし
9	裾野市	家庭教育支援事業の推進について	R7. 3	未定	未定
10	伊豆市	テーマを設定していない	なし	テーマを設定していない	なし
11	伊豆の国市	ウェルビーイングのあり方について 中学生の地域での居場所づくりについて	R7. 2	伊豆の国市生涯学習推進大綱改訂研究	R10. 3
12	東伊豆町	テーマを設定していない	なし	テーマを設定していない	なし
13	河津町	テーマを設定していない	なし	テーマを設定していない	なし
14	南伊豆町	テーマを設定していない	なし	テーマを設定していない	なし
15	松崎町	テーマを設定していない	なし	テーマを設定していない	なし
16	西伊豆町	テーマを設定していない	なし	テーマを設定していない	なし
17	函南町	テーマを設定していない	なし	テーマを設定していない	なし
18	清水町	テーマを設定していない	なし	テーマを設定していない	なし
19	長泉町	テーマを設定していない	なし	テーマを設定していない	なし
20	小山町	テーマを設定しない	なし	テーマを設定しない	なし
21	静岡市	テーマを設定していない	なし	テーマを設定していない	なし
22	島田市	「家庭教育の在り方」	R3. 4	島田市における公民館の今後の在り方について	R7. 4
23	焼津市	テーマを設定していない	なし	テーマを設定していない	なし
24	掛川市	人生100年時代を生きるための学びについて	R7. 3	令和7年7月ごろ、教育委員会より諮問予定	R9. 3
25	藤枝市	学社協働によるウェルビーイング社会の構築 ～学社協働の実践・部活動の円滑な地域移行～	なし	テーマを設定していない	なし
26	御前崎市	テーマを設定していない	なし	テーマを設定していない	なし
27	菊川市	テーマを設定していない	なし	地域と学校の連携	なし
28	牧之原市	相良総合センター内の施設利用料の改定について	R7. 3	コミュニティスクールを支える体制・組織・情報発信について	なし
29	吉田町	地域で子どもを育む環境づくり	なし	社会教育関係団体のイベントについて	なし
30	川根本町	テーマを設定していない	なし	テーマを設定していない	なし
31	浜松市	社会教育委員会発議の各事業の進捗状況について	R7. 3	生涯学習推進大綱の改定について	未定
32	磐田市	子ども若者の社会参画及び子ども・若者の居場所について	R7. 5	未定	未定
33	袋井市	テーマを設定していない	なし	テーマを設定していない	なし
34	湖西市	家族内・親同士・地域内のつながり	R6. 3	テーマを設定していない	なし
35	森町	テーマを設定していない	なし	テーマを設定していない	なし

1 社会教育関係職員・社会教育委員について

(2) 社会教育委員について（その3）

令和7年4月1日現在

NO.	市町名	⑤社会教育委員（の会議）の担っている役割						
		建議や答申	調査研究	ネットワーク形成	コーディネータ役	地域への普及啓発	地域づくりへの関与	その他
1	沼津市	○	○					
2	熱海市	○	○	○		○	○	
3	三島市	○	○					
4	富士宮市	○	○					
5	伊東市	○	○					
6	富士市	○		○	○			
7	御殿場市	○	○					
8	下田市	○					○	
9	裾野市	○	○	○		○	○	
10	伊豆市	○				○	○	
11	伊豆の国市	○	○		○		○	
12	東伊豆町	○				○	○	
13	河津町	○				○	○	
14	南伊豆町			○	○	○	○	
15	松崎町	○					○	
16	西伊豆町	○				○		
17	函南町	○						
18	清水町	○					○	
19	長泉町	○				○	○	
20	小山町	○						
21	静岡市	○						
22	島田市	○	○			○		
23	焼津市	○	○				○	
24	掛川市	○	○			○		
25	藤枝市	○	○					
26	御前崎市	○	○			○	○	
27	菊川市	○					○	
28	牧之原市	○	○	○			○	
29	吉田町			○	○		○	
30	川根本町						○	
31	浜松市	○	○					
32	磐田市	○	○	○		○	○	
33	袋井市	○	○					
34	湖西市	○					○	
35	森町	○	○				○	
合計		32	18	7	4	12	20	

2 社会教育行政について

(1) 施策推進における連携状況について（その1）

令和7年4月1日現在

No.	市町名	①市町内の行政との連携状況						連携施策・事業名
		福祉関係	まちづくり関係	経済産業関係	危機管理防災関係	幼稚園学校等	その他	
1	沼津市	○	○	○	○	○		生涯学習推進事業
2	熱海市	○			○	○		家庭教育支援事業、青少年健全育成事業
3	三島市	○						リカレント教育推進事業
4	富士宮市					○	市民部	地域学校協働本部事業、家庭教育推進事業、宮ゼミ
5	伊東市	○		○		○		ふるさと教室、わたしの主張、善行賞、オレンジビーチマラソン、伊東駅伝ほか
6	富士市	○	○	○	○	○		まちづくりセンター講座、市政いきいき講座、少年自然の家事業
7	御殿場市	○	○			○	環境市民部	青少年対策事業、青少年教育事業、生涯学習推進事業、男女共同参画関係事業
8	下田市		○			○		青少年健全育成事業
9	裾野市	○		○		○		青少年問題協議会、補導、家庭教育講座
10	伊豆市	○	○	○		○		青少年教育、成人教育、家庭教育支援
11	伊豆の国市	○				○	教育委員会	地域学校協働活動推進事業
12	東伊豆町					○	教育委員会	地域学校協働活動推進事業
13	河津町	○				○		河津町社会を明るくする運動、家庭教育学級
14	南伊豆町	○	○	○	○	○		ふるさと学級・ボランティア募集事業
15	松崎町	○	○					
16	西伊豆町	○	○			○	議会事務局	児童福祉事業、青少年健全育成事業、家庭教育支援事業、子ども議会
17	函南町					○		家庭教育支援事業
18	清水町	○		○		○	教育委員会	地域学校協働活動推進事業、家庭教育事業、成人教育事業、社会教育事業
19	長泉町					○	教育委員会	家庭教育学級、子育て講座
20	小山町					○		地域学校協働活動推進事業
21	静岡市					○		地域学校協働活動推進事業
22	島田市	○				○	教育委員会	地域学校協働本部事業
23	焼津市	○	○		○	○	教育委員会、生きがい・交流部	家庭教育学級事業（市）、やいづ少年の船事業（市）、海の子山の子交流事業（市）、地域学校協働本部事業（市）放課後子ども教室推進事業（教委）
24	掛川市	○	○	○		○		子ども会、社会教育委員、補導、家庭教育サポートチーム「つなぐ」、地域学校協働本部事業、放課後子ども教室
25	藤枝市			○	○	○		家庭教育支援事業、科学探求心育成事業 地域学校協働活動推進事業、学びの場創出事業
26	御前崎市	○	○		○			地区センター事業（地区青少年健全育成事業）
27	菊川市	○	○	○	○	○		青少年健全育成事業、人権啓発、家庭教育学級、放課後子ども教室推進事業
28	牧之原市	○			○	○		人権教育事業、青少年健全育成事業、家庭教育学級、学校支援地域本部
29	吉田町	○				○		人権教育事業、地域学校協働本部事業、家庭教育事業
30	川根本町					○		家庭教育学級、地域学校協働活動推進事業
31	浜松市	○	○	○	○	○	教育委員会	生涯学習事業、地域学校協働活動
32	磐田市	○	○		○	○	教育委員会	家庭教育支援、防災宿泊、地域イベントへの中学生ボランティアの参加
33	袋井市	○	○			○		コミュニティ事業、人権啓発、青少年健全育成事業
34	湖西市	○				○		わくわく子ども教室、学校支援地域本部、幼稚園子育て講演会
35	森町	○				○		人権教育、放課後子ども教室、家庭教育支援事業、地域学校協働本部事業
合計		26	15	11	10	31		

2 社会教育行政について

(1) 施策推進における連携状況について（その2）

令和7年4月1日現在

No.	市町名	②市町内の行政以外との連携状況								
		高等教育機関	社会教育団体	ボランティア団体	NPO法人	企業	文化スポーツ関係団体	自治会	その他	連携施策・事業名
1	沼津市	○	○	○			○	○	学習指導者	生涯学習推進事業
2	熱海市	○	○				○	○		生涯学習推進事業、青少年健全育成事業
3	三島市		○							リカレント教育推進事業
4	富士宮市	○	○			○				青少年健全育成事業、生涯学習支援事業
5	伊東市			○	○	○	○	○		ふるさと教室、わたしの主張、善行賞、オレンジビーチマラソン、伊東駅伝ほか
6	富士市	○	○	○	○	○	○		シルバー人材センター	富士市民大学、まちづくりセンター講座、青少年健全育成事業
7	御殿場市	○	○				○	○		青少年対策事業、青少年教育事業、生涯学習推進事業
8	下田市	○	○	○			○			青少年健全育成事業、成人教育、公民館講座
9	裾野市	○								子ども体験教室事業
10	伊豆市	○	○	○	○	○	○	○		青少年健全育成、青少年教育、成人教育
11	伊豆の国市		○				○	○		地域学校協働活動推進事業
12	東伊豆町		○	○						青少年健全育成事業、ふるさと学級
13	河津町		○	○	○	○	○			ふるさと緑の少年団
14	南伊豆町			○	○	○	○			ふるさと学級事業、地域学校協働本部事業、各種イベント
15	松崎町	○					○	○		地域学校協働活動推進事業、青少年指導者級別認定事業、21世紀松崎町3つの実践運動、各種イベント
16	西伊豆町		○	○	○	○	○		社会福祉法人	自然体験事業、中学生ボランティア、文化展、文化財展示会、スポーツ合宿誘致事業、プロスポーツチーム等連携事業
17	函南町	○	○	○	○	○	○	○		青少年健全育成事業
18	清水町	○	○	○	○	○	○	○	シルバー人材センター、商工会	地域学校協働活動推進事業、青少年健全育成事業、文化芸術事業
19	長泉町		○	○	○		○	○		地域づくり活動事業、長泉わくわく塾、わんぱく通学合宿、地域学校協働本部、放課後子ども教室、少年少女サークル事業、科学技術体験事業、青少年補導事業、町民文化祭、子ども読書推進活動
20	小山町						○			各種イベント
21	静岡市								地域ボランティア	地域学校協働活動推進事業
22	島田市	○		○	○			○	島田市青年サークル	生涯学習推進事業、青少年健全育成事業
23	焼津市	○		○				○	各児童クラブ、地域コミュニティ	補導活動（教委）、放課後子ども教室推進事業（教委）、青少年健全育成市民会議（市）、ボランティア人材バンク（市）、明るい街づくり推進事業（市）
24	掛川市	○	○	○			○	○		放課後子ども教室事業、補導、社会教育委員、地域学校協働本部事業
25	藤枝市	○				○				科学探究心育成事業
26	御前崎市	○	○	○	○	○	○	○		地区青少年健全育成事業・社会教育、家庭教育支援・海洋教育事業
27	菊川市		○	○	○	○	○	○		青少年健全育成事業、中学生ふるさと未来塾、文化振興事業
28	牧之原市	○	○	○				○		地域学校協働活動推進事業、子ども体験教室事業、家庭教育学級事業、生涯学習推進事業
29	吉田町		○		○			○	シルバー人材センター	地域教育推進事業、放課後子ども教室推進事業
30	川根本町							○		生涯学習事業
31	浜松市	○								大学連携事業
32	磐田市		○	○	○			○		防災合宿、青少年健全育成事業
33	袋井市	○	○		○					まちづくり協議会委託事業、文化振興事業、学術交流事業、青少年健全育成事業、はたちの集い開催事業
34	湖西市		○	○	○		○	○		生涯学習の推進事業、青少年健全育成事業
35	森町			○			○	○		ボランティア体験講座、社会教育学級、放課後子供教室、文化体験寺子屋
合計		19	23	21	16	12	21	21		

2 社会教育行政について

(1) 施策推進における連携状況について（その3）

令和7年4月1日現在

No.	市町名	③他市町との連携状況		
		連携の有無	連携先市町名	連携施策・事業名
1	沼津市	無		
2	熱海市	無		
3	三島市	無		
4	富士宮市	無		
5	伊東市	有	長野県諏訪市	交換文芸事業（姉妹都市）、青少年育成プログラム“みち”
6	富士市	有	岩手県雫石町	富士市・雫石町少年交流事業
7	御殿場市	無		
8	下田市	無		
9	裾野市	無		
10	伊豆市	有	伊豆の国市	グリーンコンサート
11	伊豆の国市	有	伊豆市	グリーンコンサート
12	東伊豆町	無		
13	河津町	無		
14	南伊豆町	無		
15	松崎町	有	長泉町・西伊豆町	海の体験事業
16	西伊豆町	有	長泉町・松崎町、長野県富士見町	海の体験交流事業、社会教育団体交流事業（姉妹都市）
17	函南町	無		
18	清水町	無		
19	長泉町	有	西伊豆町・松崎町、長野県青木村	西伊豆町・松崎町体験事業、リーダースクラブ
20	小山町	無		
21	静岡市	無		
22	島田市	無		
23	焼津市	有	東京都大島町、川根本町	やいづ少年の船事業、海の子山の子交流事業
24	掛川市	無		
25	藤枝市	有	岐阜県恵那市	学びの場創出事業
26	御前崎市	無		
27	菊川市	有	長野県北安曇郡小谷村	小谷村交流事業
28	牧之原市	無		
29	吉田町	無		
30	川根本町	有	焼津市	海の子山の子交流事業
31	浜松市	無		
32	磐田市	無		
33	袋井市	無		
34	湖西市	無		
35	森町	有	北海道茅部郡森町	森町女性交流事業
合計		12		

2 社会教育行政について

(2) 生涯学習・社会教育計画策定状況について

令和7年4月1日現在

No.	市町名	①名称	備考	②策定年月および計画期間	
				策定年月	計画期間
1	沼津市	沼津市教育基本構想	基本構想の中で社会教育について記述	令和3年3月	令和3年度～令和7年度
2	熱海市	熱海市生涯学習推進大綱		令和3年7月	令和3年度～令和12年度
3	三島市	三島市生涯学習推進プラン		平成28年3月	平成28年～令和7年
4	富士宮市	第5次富士宮市教育振興基本計画	計画の中で社会教育について規定	令和4年3月	令和4年度～令和7年度
5	伊東市	第五次伊東市総合計画 第十一次基本計画	計画の中で社会教育について規定	令和3年3月	令和3年度～令和7年度
6	富士市	第2次富士市教育振興基本計画	計画の中で社会教育について規定	令和4年3月	令和4年度～令和13年度
7	御殿場市	御殿場市教育振興基本計画	計画の中で社会教育について規定	令和3年7月	令和3年度～令和7年度
8	下田市	下田市教育大綱	大綱の中で社会教育について記述	令和3年3月	令和3年度～令和7年度
9	裾野市	第2期裾野市教育振興基本計画	計画の中で社会教育について規定	令和3年3月	令和3年度～令和7年度
10	伊豆市	伊豆市生涯学習大綱		平成30年3月	
11	伊豆の国市	伊豆の国市生涯学習推進大綱		平成30年3月	平成30年～令和10年
12	東伊豆町	東伊豆町生涯学習推進大綱		平成25年3月	
13	河津町	河津町第5次総合計画	計画の中で社会教育について規定	令和3年3月	令和3年度～令和12年度
14	南伊豆町	南伊豆町教育大綱	大綱の中で社会教育について記述	令和7年4月	令和7年度
15	松崎町	松崎町第6次総合計画	計画の中で社会教育について規定	令和5年3月	令和5年～令和14年
16	西伊豆町	第2次西伊豆町総合計画	計画の中で社会教育について規定	令和2年3月	令和2年～令和11年
17	函南町	第六次函南町総合計画	計画の中で社会教育について規定	平成29年3月	平成29年～令和8年
18	清水町	第5次清水町総合計画	計画の中で社会教育について規定	令和3年3月	令和3年～令和12年
19	長泉町	第5次長泉町総合計画	計画の中で社会教育について規定	令和3年3月	令和3年～令和12年
20	小山町	小山町教育振興基本計画	計画の中で生涯学習・社会教育について規定	平成28年9月1日	平成28年度～令和7年度
21	静岡市	第3次静岡市生涯学習推進大綱		令和5年1月23日	令和5年～令和12年
22	島田市	第2次島田市生涯学習推進大綱		平成31年3月	平成31年～令和8年
23	焼津市	第6次焼津市総合計画	計画の中で社会教育について規定	平成30年3月	平成30年～令和7年
24	掛川市	掛川市教育振興基本計画	計画の中で社会教育について規定	平成31年3月	令和元年度～令和7年度
25	藤枝市	第2期藤枝市教育振興基本計画	計画の中で社会教育について規定	令和5年3月	令和5年～令和12年
26	御前崎市	御前崎市教育振興基本計画	計画の中で生涯学習について規定	平成28年4月1日	平成28年～令和7年
27	菊川市	菊川市教育振興基本計画	計画の中で社会教育について規定	令和6年2月	令和6年度～令和8年度
28	牧之原市	牧之原市教育大綱	大綱の中で社会教育について規定	令和6年4月	令和6年度～令和12年度
29	吉田町	吉田町教育大綱	大綱の中で生涯学習について規定	令和6年3月	令和6年度～令和9年度
30	川根本町	川根本町生涯学習推進大綱		令和5年4月	令和5年度～令和7年度
31	浜松市	浜松市生涯学習推進大綱		平成21年3月1日	平成21年～
32	磐田市	磐田市生涯学習基本方針		令和4年4月1日	令和4年度～令和8年度
33	袋井市	生涯学習推進大綱		平成18年4月	平成18年～
34	湖西市	第2次湖西市教育振興基本計画	計画の中で社会教育について規定	令和3年3月	令和3年～令和7年
35	森町	森町教育大綱	大綱の中で生涯学習について規定	平成30年1月	平成29年～令和7年

2 社会教育行政について

(3) 市町別社会教育費（令和7年度予算）

令和7年4月1日現在

No.	市町名	人口(A)	市町総額(B)	教育費総額(C)	社会教育費 総額(D)	教育費 市町総額 (C/B)	社会教育費 市町総額 (D/B)
		(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(%)	(%)
1	沼津市	184,563	95,600,000	9,751,330	1,998,947	10.2	2.1
2	熱海市	33,000	23,531,000	1,832,771	681,996	7.8	2.9
3	三島市	104,401	48,350,000	5,625,422	1,382,176	11.6	2.9
4	富士宮市	126,348	58,470,000	11,262,061	5,999,448	19.3	10.3
5	伊東市	63,974	31,850,000	3,339,915	729,937	10.5	2.3
6	富士市	245,514	104,500,000	13,345,799	2,867,438	12.8	2.7
7	御殿場市	82,979	44,600,000	8,395,754	3,784,714	18.8	8.5
8	下田市	19,016	13,620,000	1,002,540	491,217	7.4	3.6
9	裾野市	48,375	23,692,000	3,016,279	719,864	12.7	3.0
10	伊豆市	27,404	21,562,000	1,851,540	303,303	8.6	1.4
11	伊豆の国市	45,791	24,580,000	3,471,762	338,464	14.1	1.4
12	東伊豆町	11,014	6,700,000	485,836	110,422	7.3	1.6
13	河津町	6,300	4,620,000	359,229	60,311	7.8	1.3
14	南伊豆町	7,259	5,620,000	514,958	59,397	9.2	1.1
15	松崎町	5,586	4,445,000	426,731	73,293	9.6	1.6
16	西伊豆町	6,568	8,650,000	639,152	73,429	7.4	0.8
17	函南町	36,006	14,541,000	2,838,299	469,226	19.5	3.2
18	清水町	31,501	13,390,000	3,186,940	291,300	23.8	2.2
19	長泉町	43,480	18,500,000	2,447,844	405,025	13.2	2.2
20	小山町	16,766	14,880,000	1,134,000	282,812	7.6	1.9
21	静岡市	670,258	388,500,000	55,997,863	3,653,292	14.4	0.9
22	島田市	94,270	44,804,000	4,797,540	1,650,161	10.7	3.7
23	焼津市	134,668	72,182,000	8,442,040	3,348,888	11.7	4.6
24	掛川市	114,678	95,130,652	6,853,982	1,226,913	7.2	1.3
25	藤枝市	139,290	66,680,000	6,750,070	1,247,688	10.1	1.9
26	御前崎市	29,479	16,840,000	2,514,407	698,396	14.9	4.1
27	菊川市	46,921	24,571,000	3,032,925	756,859	12.3	3.1
28	牧之原市	41,970	24,750,000	3,507,480	421,927	14.2	1.7
29	吉田町	28,844	14,949,000	1,342,089	415,885	9.0	2.8
30	川根本町	5,637	7,008,555	851,014	166,764	12.1	2.4
31	浜松市	770,969	416,000,000	69,422,021	90,673	16.7	0.0
32	磐田市	164,914	86,970,000	15,221,180	1,000,629	17.5	1.2
33	袋井市	87,635	40,090,000	4,585,280	739,172	11.4	1.8
34	湖西市	56,971	29,320,000	3,905,030	182,505	13.3	0.6
35	森町	16,871	10,425,000	1,070,486	291,134	10.3	2.8
平均		101,406	54,854,892	7,520,616	1,057,532	12.1	2.6

2 社会教育行政について

令和7年4月1日現在

No.	市町名	社会教育費総額(D)の内訳			一人当たりの社会教育費用			
		人件費(D1)	施設費(D2)	活動費(D3)	総額 (D/A)	人件費 (D1/A)	施設費 (D2/A)	活動費 (D3/A)
		(千円)	(千円)	(千円)	(円)	(円)	(円)	(円)
1	沼津市	796,992	615,469	586,486	10,831	4,318	3,335	3,178
2	熱海市	166,890	457,260	57,846	20,667	5,057	13,856	1,753
3	三島市	568,509	575,432	238,235	13,239	5,445	5,512	2,282
4	富士宮市	573,026	5,061,537	364,885	47,484	4,535	40,060	2,888
5	伊東市	140,948	488,983	100,006	11,410	2,203	7,643	1,563
6	富士市	724,353	1,059,740	1,083,345	11,679	2,950	4,316	4,413
7	御殿場市	112,216	494,905	3,177,593	45,611	1,352	5,964	38,294
8	下田市	64,230	161,595	265,392	25,832	3,378	8,498	13,956
9	裾野市	164,815	533,760	21,289	14,881	3,407	11,034	440
10	伊豆市	158,107	89,445	55,751	11,068	5,769	3,264	2,034
11	伊豆の国市	104,467	150,551	83,446	7,391	2,281	3,288	1,822
12	東伊豆町	55,681	24,066	30,675	10,026	5,055	2,185	2,785
13	河津町	30,811	16,942	12,558	9,573	4,891	2,689	1,993
14	南伊豆町	18,927	6,529	33,941	8,183	2,607	899	4,676
15	松崎町	35,896	23,058	14,339	13,121	6,426	4,128	2,567
16	西伊豆町	28,091	20,492	24,846	11,180	4,277	3,120	3,783
17	函南町	183,696	170,958	114,572	13,032	5,102	4,748	3,182
18	清水町	108,039	156,463	26,798	9,247	3,430	4,967	851
19	長泉町	139,528	99,641	165,856	9,315	3,209	2,292	3,815
20	小山町	39,459	204,873	38,480	16,868	2,354	12,220	2,295
21	静岡市	1,377,226	504,266	1,771,800	5,451	2,055	752	2,643
22	島田市	762,790	736,026	151,345	17,505	8,092	7,808	1,605
23	焼津市	581,015	2,538,337	229,536	24,868	4,314	18,849	1,704
24	掛川市	393,648	647,820	185,445	10,699	3,433	5,649	1,617
25	藤枝市	560,170	89,654	597,864	8,957	4,022	644	4,292
26	御前崎市	151,271	144,704	402,421	23,691	5,131	4,909	13,651
27	菊川市	25,847	658,469	72,543	16,130	551	14,034	1,546
28	牧之原市	178,042	88,074	155,811	10,053	4,242	2,098	3,712
29	吉田町	159,714	203,277	52,894	14,418	5,537	7,047	1,834
30	川根本町	66,975	58,986	40,803	29,584	11,881	10,464	7,238
31	浜松市	22,044	0	68,629	118	29	0	89
32	磐田市	497,670	387,439	115,520	6,068	3,018	2,349	700
33	袋井市	248,474	216,072	274,626	8,435	2,835	2,466	3,134
34	湖西市	92,238	26,847	63,420	3,203	1,619	471	1,113
35	森町	130,133	88,806	72,195	17,256	7,713	5,264	4,279
平均		270,341	480,014	307,177	14,773	4,072	6,481	4,221

3 社会教育施設について

(1) 市町別社会教育施設数

令和7年4月1日現在

No.	市町名	①					②	③						④	⑤	⑥		⑦
		公民館				公民館 類似施設	図書館 (公立)	博物館(公立)			博物館(私立)			青少年 教育施設	女性 教育施設	劇場、 音楽堂等		生涯 学習 セン ター
		合計	中央 館	地区 館	分館			博 物 館	指 定	類 似	博 物 館	指 定	類 似			公 立	私 立	
1	沼津市	0	0	0	0	0	2	3	0	4	0	1	2	2	0	1	0	0
2	熱海市	3	1	2	0	0	1	0	0	9	1	0	4	0	0	0	0	0
3	三島市	4	1	3	0	0	2	1	0	1	1	1	0	1	0	1	0	1
4	富士宮市	7	0	6	1	0	3	0	0	2	1	0	0	0	1	2	0	3
5	伊東市	2	1	0	1	0	1	0	0	3	2	1	16	0	0	1	0	3
6	富士市	0	0	0	0	0	4	1	0	0	0	0	0	3	1	3	0	0
7	御殿場市	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2	0	0	1	0	1
8	下田市	3	1	2	0	0	1	0	0	1	1	1	5	1	0	1	0	0
9	裾野市	1	0	1	0	0	2	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1
10	伊豆市	2	0	2	0	0	4	0	0	4	0	0	3	0	0	3	0	0
11	伊豆の国市	1	0	1	0	0	2	0	0	1	0	0	2	1	0	2	0	2
12	東伊豆町	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0
13	河津町	2	0	2	0	0	1	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0
14	南伊豆町	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	松崎町	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1
16	西伊豆町	2	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
17	函南町	1	0	1	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0
18	清水町	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	長泉町	0	0	0	0	0	1	0	0	2	1	0	3	0	0	1	0	1
20	小山町	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0
21	静岡市	0	0	0	0	0	12	2	3	4	3	1	2	2	1	3	1	38
22	島田市	3	0	3	0	5	3	1	0	1	0	0	0	0	0	3	0	1
23	焼津市	0	0	0	0	0	2	0	1	3	0	0	2	0	0	2	0	9
24	掛川市	2	0	2	0	1	3	1	0	3	0	0	7	0	0	1	0	1
25	藤枝市	0	0	0	0	0	3	1	0	4	0	0	0	0	1	2	0	12
26	御前崎市	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	1	0	0	1	0	0
27	菊川市	1	0	1	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0
28	牧之原市	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
29	吉田町	1	0	1	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0
30	川根本町	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
31	浜松市	0	0	0	0	0	24	4	2	19	1	1	1	3	1	13	0	51
32	磐田市	0	0	0	0	0	4	1	1	4	0	0	0	0	1	3	0	22
33	袋井市	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	14
34	湖西市	0	0	0	0	0	2	0	0	3	0	0	1	0	0	0	0	0
35	森町	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
36	静岡県	0	0	0	0	0	1	2	0	2	0	0	0	4	1	1	0	0
37	国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
合計		35	4	29	2	7	95	17	7	88	12	9	58	18	7	53	1	161

3 社会教育施設について

(2) 市町別公民館等整備状況

令和7年4月1日現在

No.	市町名	公民館数	①館長・職員数								③公民館運営審議会			④指定管理者制度導入状況			
			館長			職員			左記のうち、社会教育士の称号を持つ者		審議会設置数	委員総数	対象公民館数	中央館	地区館	分館	類似施設
			常勤	非常勤	(兼任者)	常勤	非常勤	(兼任者)	常勤	非常勤							
1	沼津市	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	熱海市	3	3	0	3	4	1	5	0	0	1	6	3	0	0	0	0
3	三島市	4	3	1	0	5	6	0	0	0	1	10	4	0	0	0	0
4	富士宮市	7	1	0	1	0	33	0	0	0	1	15	7	0	0	0	0
5	伊東市	2	1	0	1	1	0	1	0	0	1	10	2	0	0	0	0
6	富士市	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	御殿場市	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	下田市	3	1	0	1	0	0	1	0	0	1	6	3	0	0	0	0
9	裾野市	1	0	0	1	0	7	2	0	0	1	8	1	0	0	0	0
10	伊豆市	2	0	0	1	0	0	4	0	0	1	13	2	0	0	0	0
11	伊豆の国市	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	8	1	0	0	0	0
12	東伊豆町	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13	河津町	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	南伊豆町	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15	松崎町	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16	西伊豆町	2	1	0	1	2	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	函南町	1	0	1	0	0	2	0	0	0	1	9	1	0	0	0	0
18	清水町	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19	長泉町	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20	小山町	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
21	静岡市	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
22	島田市	3	0	3	0	2	6	0	0	0	3	18	3	0	1	0	0
23	焼津市	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
24	掛川市	2	2	0	2	0	9	0	0	0	2	10	2	0	0	0	0
25	藤枝市	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
26	御前崎市	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
27	菊川市	1	0	0	1	0	0	5	0	0	1	16	1	0	0	0	0
28	牧之原市	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
29	吉田町	1	1	0	1	0	5	0	0	0	1	9	1	0	0	0	0
30	川根本町	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
31	浜松市	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
32	磐田市	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
33	袋井市	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
34	湖西市	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
35	森町	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計		35	13	7	14	14	70	21	0	0	16	138	31	0	1	0	0

3 社会教育施設について

(3) 市町別公民館活動状況（令和6年度実績）

No.	市町名	公民館数	①学級・講座の開設状況			②諸集会の実施状況			③団体等の利用状況			総利用者数
			学級・講座数	開催延回数	受講延人数	諸集会数	実施延回数	参加延人数	団体数	利用延回数	利用延人数	
1	沼津市	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	熱海市	3	33	169	2,746	0	0	0	※	2,541	38,160	40,906
3	三島市	4	51	1,072	12,435	74	105	10,391	385	5,265	65,039	87,865
4	富士宮市	7	355	624	6,713	13	13	6,058	※	8,196	83,287	96,058
5	伊東市	2	33	67	1,593	1	1	128	※	2,894	40,637	42,358
6	富士市	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	御殿場市	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	下田市	3	4	16	157	0	0	0	117	2,125	23,029	23,186
9	裾野市	1	12	71	926	0	0	0	※	904	10,952	11,878
10	伊豆市	2	19	304	2,381	0	0	0	※	※	32,240	34,621
11	伊豆の国市	1	18	124	1,622	0	0	0	※	1,344	22,839	24,461
12	東伊豆町	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13	河津町	2	0	0	0	0	0	0	※	※	※	※
14	南伊豆町	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15	松崎町	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16	西伊豆町	2	0	0	0	0	0	0	131	786	11,323	11,323
17	函南町	1	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
18	清水町	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19	長泉町	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20	小山町	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
21	静岡市	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
22	島田市	3	135	1,432	16,599	11	11	742	346	3,986	61,873	79,214
23	焼津市	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
24	掛川市	2	62	418	7,662	3	8	672	144	1,995	45,713	54,047
25	藤枝市	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
26	御前崎市	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
27	菊川市	1	2	100	961	2	9	108	128	2,791	18,782	19,851
28	牧之原市	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
29	吉田町	1	133	1,153	12,492	0	0	0	※	※	30,937	43,429
30	川根本町	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
31	浜松市	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
32	磐田市	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
33	袋井市	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
34	湖西市	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
35	森町	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計		35	857	5,550	66,287	104	147	18,099	1,251	32,827	484,811	569,197

3 社会教育施設について

(4) 市町別生涯学習センター整備状況

令和7年4月1日現在

No.	市町名	生涯学習センター数	①施設長・職員数								②施設評価・運営委員会について			③指定管理者制度導入状況
			施設長			職員			左記のうち、社会教育士の称号を持つ者		委員会設置数	委員総数	対象施設数	
			常勤	非常勤	(兼任者)	常勤	非常勤	(兼任者)	常勤	非常勤				
1	沼津市	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	熱海市	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	三島市	1	1	0	0	11	11	0	0	0	1	10	1	0
4	富士宮市	3	3	0	0	3	19	0	0	0	3	29	3	3
5	伊東市	3	0	3	0	0	6	0	0	0	0	0	0	3
6	富士市	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	御殿場市	1	1	0	1	4	0	2	0	0	0	0	0	1
8	下田市	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	裾野市	1	1	0	1	8	4	0	2	0	0	0	0	0
10	伊豆市	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11	伊豆の国市	2	0	0	4	0	3	0	0	0	0	0	0	1
12	東伊豆町	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	河津町	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	南伊豆町	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	松崎町	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
16	西伊豆町	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	函南町	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	清水町	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	長泉町	1	1	0	0	9	4	0	0	0	0	0	0	0
20	小山町	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21	静岡市	38	2	35	5	0	213	5	0	25	32	225	32	32
22	島田市	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1
23	焼津市	9	9	0	0	0	48	0	0	0	0	0	0	0
24	掛川市	1	1	0	0	6	2	0	0	0	0	0	0	1
25	藤枝市	12	10	0	0	20	51	1	0	0	0	0	0	0
26	御前崎市	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	菊川市	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28	牧之原市	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29	吉田町	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30	川根本町	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
31	浜松市	51	49	1	1	107	101	0	1	0	0	0	0	1
32	磐田市	22	22	0	0	48	0	0	0	0	0	0	0	0
33	袋井市	14	0	14	0	0	29	0	0	0	0	0	0	0
34	湖西市	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
35	森町	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		161	101	53	13	217	494	9	3	25	36	264	36	43

3 社会教育施設について

(5) 市町別生涯学習センター教育活動状況（令和6年度実績）

No.	市町名	生涯学習センター数	①学級・講座の開設状況			②諸集会の実施状況			③団体等の利用状況 (貸館利用)			総利用者数
			学級・講座数	開催延回数	受講延人数	諸集会数	実施延回数	参加延人数	団体数	利用延回数	利用延人数	
1	沼津市	0	32	293	9,233	30	54	5,325	※	※	※	14,558
2	熱海市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	三島市	1	21	349	7,672	9	41	5,033	324	5,134	69,221	81,926
4	富士宮市	3	77	266	3,260	3	3	2,855	※	10,176	139,299	145,414
5	伊東市	3	0	0	0	0	0	0	※	3,115	34,503	34,503
6	富士市	0	334	1,595	19,313	0	0	0	0	0	0	19,313
7	御殿場市	1	10	34	1,268	7	11	15,447	144	761	4,392	21,107
8	下田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	裾野市	1	19	222	3,120	0	0	0	90	3,004	44,730	47,850
10	伊豆市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	伊豆の国市	2	13	124	1,945	0	0	0	※	2,993	35,736	37,681
12	東伊豆町	0	17	51	601	15	35	1,994	35	649	16,328	18,923
13	河津町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	南伊豆町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	松崎町	1	0	0	0	0	0	0	※	1,226	9,949	9,949
16	西伊豆町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	函南町	0	22	※	※	※	※	※	※	※	※	※
18	清水町	0	13	100	1,195	9	9	1,766	203	3,322	32,780	35,741
19	長泉町	1	42	599	10,165	0	0	0	※	397	29,342	39,507
20	小山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	静岡市	38	867	2,219	45,802	558	1,439	53,260	2,885	80,274	998,412	1,097,474
22	島田市	1	63	944	9,447	0	0	0	0	0	0	9,447
23	焼津市	9	491	9,871	124,662	56	356	15,345	986	10,000	146,612	286,619
24	掛川市	1	2	2	231	0	0	0	※	4,914	122,078	122,309
25	藤枝市	12	312	1,517	4,792	14	14	2,396	※	30,141	534,115	541,303
26	御前崎市	0	27	289	4,865	※	※	※	271	5,748	78,148	83,013
27	菊川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	牧之原市	0	201	3,428	2,246	2	2	440	※	※	※	2,686
29	吉田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	川根本町	0	16	78	135	0	0	0	0	0	0	135
31	浜松市	51	1,285	3,623	64,584	※	※	※	※	※	※	64,584
32	磐田市	22	477	675	7,609	※	※	※	※	43,188	531,028	538,637
33	袋井市	14	128	764	8,981	※	※	※	※	※	※	8,981
34	湖西市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35	森町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		161	4,469	27,043	331,126	703	1,964	103,861	4,938	205,042	2,826,673	3,261,660

4 静岡県の社会教育関係統計の経年変化

(1) 教育委員会事務局に関する基礎資料

① 教育委員会事務局職員数

	平成14年	平成17年	平成20年	平成23年	平成27年	平成30年	令和3年
課長	112	84	56	42	38	38	33
社会教育主事	85	57	40	31	25	17	10
主事補	0	1	1	0	0	0	1
派遣社会教育主事	0	0	0	0	0	1	0
事務その他	1,112	930	553	452	406	408	415
総職員数	1,309	1,072	650	525	469	464	459
専任総数	996	804	505	423	377	363	319
兼任総数	75	80	34	17	11	12	40
非常勤総数	238	188	111	85	81	89	100
専任比率	76.1%	75.0%	77.7%	80.6%	80.4%	78.2%	69.5%
兼任比率	5.7%	7.5%	5.2%	3.2%	2.3%	2.6%	8.7%
非常勤比率	18.2%	17.5%	17.1%	16.2%	17.3%	19.2%	21.8%

② 教育委員会事務局が主催した学習内容別学級・講座の状況

(講座数)

	平成13年度間	平成16年度間	平成19年度間	平成22年度間	平成26年度間	平成29年度間	令和2年度間
教養向上	1,437	707	219	238	209	172	142
趣味・けいこごと	773	708	1,126	984	791	369	297
体育・レクリエーション	712	715	657	670	469	359	370
家庭教育・家庭生活	820	1,138	1,213	1,263	909	991	656
職業知識・技術の向上	267	175	35	6	5	4	14
市民意識・社会連帯	152	156	457	311	535	708	552
指導者養成	-	-	49	33	23	28	16
その他	80	107	19	121	98	5	5
総合計	4,241	3,706	3,775	3,626	3,039	2,636	2,052

(参加者合計)

	平成13年度間	平成16年度間	平成19年度間	平成22年度間	平成26年度間	平成29年度間	令和2年度間
教養向上	60,006	33,547	11,729	13,231	11,388	11,186	3,838
趣味・けいこごと	33,782	14,837	30,166	27,503	10,452	6,141	1,901
体育・レクリエーション	41,930	37,673	45,385	39,321	22,088	17,980	6,400
家庭教育・家庭生活	56,198	57,944	55,353	72,524	33,111	40,082	13,430
職業知識・技術の向上	8,370	3,334	676	43	77	45	30
市民意識・社会連帯	11,207	9,476	34,091	14,126	52,487	87,725	76,815
指導者養成	-	-	3,280	1,419	1,176	1,432	321
その他	5,712	5,320	6,913	4,808	1,361	199	162
総合計	217,205	162,131	187,593	172,975	132,140	164,790	102,897

③ 主催の諸集会の状況

	平成13年度間	平成16年度間	平成19年度間	平成22年度間	平成26年度間	平成29年度間	令和2年度間
実施件数	1,232	1,105	765	531	737	812	489
参加者	290,741	202,005	138,600	127,310	113,131	87,237	32,762

④ 補助金を支出した社会教育関係団体数

	平成13年度間	平成16年度間	平成19年度間	平成22年度間	平成26年度間	平成29年度間	令和2年度間
団体数	1,390	1,080	984	828	765	812	343

(2) 公民館に関する基礎資料 ※類似施設は含まない。

① 公民館数

	平成14年	平成17年	平成20年	平成23年	平成27年	平成30年	令和3年
中央館	17	13	11	7	7	4	4
地区館	199	201	147	145	81	56	44
分館	13	12	5	5	4	4	2
合計	229	226	163	157	92	64	50

② 公民館職員数

	平成14年	平成17年	平成20年	平成23年	平成27年	平成30年	令和3年
館長・分館長	229	226	163	158	92	64	49
公民館主事	249	241	93	87	39	18	15
その他の職員	466	505	337	343	235	159	150
総職員数	944	972	593	588	366	241	214
専任総数	375	310	149	153	69	50	41
兼任総数	178	132	141	102	65	51	57
非常勤総数	391	530	303	333	232	140	116
指定管理者	-	-	-	-	1	0	0
専任比率	39.7%	31.9%	25.1%	26.0%	18.9%	20.7%	19.2%
兼任比率	18.9%	13.6%	23.8%	17.3%	17.8%	21.2%	26.6%
非常勤比率	41.4%	54.5%	51.1%	56.6%	63.4%	58.1%	54.2%
指定管理者比率	-	-	-	-	0.3%	0.0%	0.0%

③ 公民館利用者数

	平成13年度間	平成16年度間	平成19年度間	平成22年度間	平成26年度間	平成29年度間	令和2年度間
学級・講座へ	194,160	155,349	263,400	199,852	53,804	53,529	14,580
諸集会へ	778,010	551,191	422,199	410,027	314,287	140,766	20,726
団体利用	7,339,660	6,172,840	4,793,898	4,585,758	1,718,898	999,488	429,903
合計	8,311,830	6,879,380	5,479,497	5,195,637	2,086,989	1,193,783	465,209

④ 公民館の学習内容別学級・講座の状況

(講座数)

	平成13年度間	平成16年度間	平成19年度間	平成22年度間	平成26年度間	平成29年度間	令和2年度間
教養向上	1,428	1,070	494	406	135	114	49
趣味・けいこごと	1,975	1,651	2,701	1,836	680	771	384
体育・レクリエーション	482	463	742	694	308	233	239
家庭教育・家庭生活	629	834	1,645	1,260	563	360	146
職業知識・技術の向上	471	177	24	45	18	2	4
市民意識・社会連帯	213	354	268	284	116	59	81
指導者養成	-	-	23	18	6	6	4
その他	165	149	44	33	6	41	36
総合計	5,363	4,698	5,941	4,576	1,832	1,586	943

(参加者合計)

	平成13年度間	平成16年度間	平成19年度間	平成22年度間	平成26年度間	平成29年度間	令和2年度間
教養向上	64,046	47,654	16,092	14,916	4,534	3,443	894
趣味・けいこごと	46,147	36,628	132,989	94,347	21,380	29,353	5,070
体育・レクリエーション	18,398	19,574	37,050	34,453	8,334	9,657	3,350
家庭教育・家庭生活	23,127	24,419	57,080	40,226	15,488	7,851	1,981
職業知識・技術の向上	12,321	3,683	331	793	222	19	36
市民意識・社会連帯	12,865	14,520	14,259	12,920	3,215	2,256	1,664
指導者養成	-	-	578	1,071	432	80	76
その他	17,256	8,871	5,021	1,126	199	870	1,509
総合計	194,160	155,349	263,400	199,852	53,804	53,529	14,580

⑤ 公民館の諸集会の開催状況

(諸集会数)

		平成13年度間	平成16年度間	平成19年度間	平成22年度間	平成26年度間	平成29年度間	令和2年度間
講演会 講習会 実習会	主催	896	641	1,345	938	861	877	221
	共催	291	277	246	181	143	150	69
体育事業	主催	266	356	353	278	322	109	25
	共催	701	742	508	497	479	8	1
文化事業	主催	1,287	400	505	1,177	586	264	110
	共催	272	309	141	158	115	43	14
総合計		3,713	2,725	3,098	3,229	2,506	1,451	440

(参加者数)

		平成13年度間	平成16年度間	平成19年度間	平成22年度間	平成26年度間	平成29年度間	令和2年度間
講演会 講習会 実習会	主催	50,516	33,709	54,344	50,917	51,056	30,809	5,989
	共催	27,852	36,089	18,800	14,956	11,785	5,466	2,687
体育事業	主催	90,008	49,318	48,304	42,188	35,058	17,748	2,715
	共催	85,597	86,204	34,794	34,431	26,370	2,487	114
文化事業	主催	257,113	156,794	152,605	162,961	77,979	33,787	6,260
	共催	266,924	189,077	113,352	104,574	112,039	50,469	2,961
総合計		778,010	551,191	422,199	410,027	314,287	140,766	20,726

⑥ 公民館の団体利用者数

	平成13年度間	平成16年度間	平成19年度間	平成22年度間	平成26年度間	平成29年度間	令和2年度間
青少年団体	531,821	477,109	446,791	437,373	113,579	87,034	33,792
女性団体	547,744	427,970	352,946	339,993	111,696	62,070	21,782
成人団体	4,070,841	3,268,140	2,745,935	2,685,706	723,338	510,805	233,201
高齢者団体	333,417	309,081	212,534	204,987	79,583	56,715	17,347
その他の団体	1,855,837	1,690,540	1,035,692	917,699	690,702	282,864	123,781
総合計	7,339,660	6,172,840	4,793,898	4,585,758	1,718,898	999,488	429,903

(3) 図書館に関する基礎資料

① 設置者別図書館数

	平成14年	平成17年	平成20年	平成23年	平成27年	平成30年	令和3年
県	1	1	1	1	1	1	1
市町(村)	74	84	90	94	96	94	94
法人	1	1	1	1	1	1	1
合計	76	86	92	96	98	96	96

② 図書館職員数

	平成14年	平成17年	平成20年	平成23年	平成27年	平成30年	令和3年
館長・分館長	76	86	94	95	98	94	103
司書	328	385	460	497	599	618	671
司書補	3	2	2	7	11	5	10
その他の職員	403	440	449	519	540	533	569
総職員数	810	913	1,005	1,118	1,248	1,250	1,353
専任総数	534	482	425	431	367	354	364
兼任総数	34	35	39	62	56	48	47
非常勤総数	242	396	541	610	663	678	699
指定管理者総数	—	—	—	15	162	170	243
専任比率	65.9%	52.8%	42.3%	38.6%	29.4%	28.3%	26.9%
兼任比率	4.2%	3.8%	3.9%	5.5%	4.5%	3.8%	3.5%
非常勤比率	29.9%	43.4%	53.8%	54.6%	53.1%	54.2%	51.7%
指定管理比率	—	—	—	1.3%	13.0%	13.6%	18.0%

③ 図書館利用者数

	平成13年度間	平成16年度間	平成19年度間	平成22年度間	平成26年度間	平成29年度間	令和2年度間
登録者数	286,163	582,745	742,466	626,809	444,736	442,202	340,637
帯出者数	4,452,907	5,384,368	5,650,677	5,978,011	5,973,948	5,797,562	4,920,770

④ 図書館蔵書冊数・貸出数

	平成13年度間	平成16年度間	平成19年度間	平成22年度間	平成26年度間	平成29年度間	令和2年度間
図書冊数	9,755,513	11,160,382	12,158,309	13,120,522	13,868,941	13,970,168	14,505,374
受入冊数	684,002	729,442	718,313	635,280	477,950	453,242	423,294
貸出冊数	16,106,259	18,196,251	19,975,442	21,883,328	21,370,621	20,433,127	17,721,207
視聴覚資料の貸出数	—	1,881,738	1,452,283	1,280,422	1,401,434	1,153,775	891,662

(4) 博物館に関する基礎資料

① 設置者別登録博物館・博物館相当施設数

(登録博物館)

	平成14年	平成17年	平成20年	平成23年	平成27年	平成30年	令和3年
県	1	1	1	1	1	1	1
市町(村)	14	15	15	14	14	15	15
民間・法人	12	12	11	11	11	12	12
合計	27	28	27	26	26	28	28

(博物館相当施設)

	平成14年	平成17年	平成20年	平成23年	平成27年	平成30年	令和3年
県	0	0	0	0	0	0	0
市町(村)	6	6	6	5	7	5	5
民間・法人	9	9	10	9	10	10	10
合計	15	15	16	14	17	15	15

② 登録博物館・博物館相当施設職員数

(登録博物館)

	平成14年	平成17年	平成20年	平成23年	平成27年	平成30年	令和3年
専任	299	280	198	210	176	205	209
兼任	7	11	8	10	25	27	16
非常勤	61	58	75	110	67	71	120
指定管理者	—	—	—	12	12	18	18

(博物館相当施設)

	平成14年	平成17年	平成20年	平成23年	平成27年	平成30年	令和3年
専任	434	327	384	235	364	394	377
兼任	33	35	9	6	6	8	7
非常勤	41	42	115	78	67	54	35
指定管理者	—	—	—	19	45	33	32

(5) 青少年教育施設に関する基礎資料

① 設置者別青少年教育施設数

	平成14年	平成17年	平成20年	平成23年	平成27年	平成30年	令和3年
独立行政法人	—	—	1	1	1	1	1
県	4	4	4	4	4	4	4
市町(村)	24	23	20	19	18	16	14
組合	1	1	1	0	0	0	0
合計	29	28	26	24	23	21	19

② 青少年教育施設職員数

	平成14年	平成17年	平成20年	平成23年	平成27年	平成30年	令和3年
施設の長	29	28	24	22	22	23	18
指導系職員	85	84	81	91	96	90	85
その他の職員	75	67	86	105	85	90	91
総職員数	189	179	191	218	203	203	194
専任総数	120	121	90	53	58	54	49
兼任総数	26	31	31	28	26	21	21
非常勤総数	43	27	70	62	52	40	35
指定管理者総数	—	—	—	75	67	88	89
専任比率	63.5%	67.6%	47.1%	24.3%	28.6%	26.6%	25.3%
兼任比率	13.8%	17.3%	16.2%	12.8%	12.8%	10.3%	10.8%
非常勤比率	22.8%	15.1%	36.6%	28.4%	25.6%	19.7%	18.0%
指定管理比率	—	—	—	34.4%	33.0%	43.3%	45.9%

※独立行政法人職員含む

第2章

生涯学習・社会教育に関するQ & A

(生涯学習と社会教育に関すること)・・・・・・・・・・24～27

- Q 1 社会教育行政を推進していく上での主要法令は何ですか？
- Q 2 社会教育と生涯学習は、どのように違うのですか？
- Q 3 学校教育は、社会教育とどのように関わっているのですか？
- Q 4 家庭教育は、社会教育の範ちゅうに入るのですか？
- Q 5 地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正（平成 20 年 4 月 1 日施行、平成 31 年 4 月 1 日施行）され、スポーツ及び文化・文化財に関する事務の所掌の弾力化が図られたと聞きましたが、それはどのようなことですか？
- Q 6 地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正（令和元年 6 月 7 日）され、地方公共団体の長が公立の図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関の設置、管理及び執行をすることが可能となったと聞きましたが、それはどのようなことですか？

(職員等に関すること)・・・・・・・・・・27～32

- Q 7 社会教育関係の専門的職員等にはどのようなものがありますか？
- Q 8 社会教育主事は教育委員会事務局に置かなくてはならないのですか？
- Q 9 社会教育の業務を首長部局に補助執行している場合、社会教育主事の発令はどのようになりますか。
- Q 10 社会教育主事講習の受講資格を教えてください。
- Q 11 社会教育主事として発令されるための資格を教えてください。
- Q 12 社会教育士について教えてください。
- Q 13 社会教育施設の職員の任命規定を教えてください。
- Q 14 公立図書館には司書資格を持った職員を必ず置かなければならないのですか？
- Q 15 社会教育指導員の設置根拠は何ですか？
- Q 16 スポーツ推進委員の設置根拠は何ですか？
- Q 17 社会教育委員は必ず置かなければなりませんか？また、その身分はどのようなようになりますか？

Q18 地域学校協働活動推進員は、具体的にはどのような職務に従事するのですか？

Q19 地域学校協働活動推進員は、どのような方に委嘱すればよいのですか？

(社会教育施設に関すること)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32～37

Q20 公民館について、設置・運営の基準はありますか？

Q21 公民館で民間業者からパソコン教室を開きたいとの申し出がありましたが、差し支えありませんか？

Q22 公民館で市政報告会を開催したいとの申し出がありましたが、差し支えありませんか？

Q23 公民館で、宗教に関する講座を開設し、講師を地域のお寺の住職にお願いしましたが、差し支えありませんか？

Q24 市町立の公共施設の部屋を宗教団体に貸し出すことは、差し支えありませんか？

Q25 図書館について、設置・運営の基準はありますか？

Q26 図書館でのコピーについて、考え方を教えてください。

Q27 指定管理者制度の根拠法令は何ですか？また社会教育施設にも導入ができますか？

Q28 国や県の補助金を受けて建設された公民館について、その一部に住民票の発行や戸籍事務等の行政サービスの窓口を設置したいと考えているのですが、配慮すべきことは何ですか？

(その他)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37～38

Q29 社会教育関係団体に対して、積極的に指導・助言が必要ですか？

Q30 社会教育関係団体に対して、補助金を出すためにはどのような手続きをしますか？

Q31 子ども読書活動推進計画は、各市町においても定めなくてはならないのですか？

Q32 青少年の定義を教えてください。

（生涯学習と社会教育に関すること）

Q1 社会教育行政を推進していく上での主要法令は何ですか？

【関連法令】本文中に記載

社会教育関係の主要法令は次の6法令。

◎教育基本法（昭和22年公布・平成18年全部改正）

- ・我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図る。

○社会教育法（昭和24年公布・令和4年改正）

- ・社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにする。

○図書館法（昭和25年公布・令和5年改正）

- ・図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り国民の教育と文化の発展に寄与する。

○博物館法（昭和26年公布・令和4年改正）

- ・博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り国民の教育、学術及び文化の発展に寄与する。

○スポーツ基本法（昭和36年公布・平成23年全部改正・平成30年改正）

- ・スポーツに関する施策の基本となる事項を定め、国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与する。

○生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（以下「生涯学習振興法」という）（平成2年公布・平成14年改正）

- ・生涯学習の振興のための施策の推進体制及び地域における生涯学習に係る機会の整備を図り、もって生涯学習の振興に寄与する。

Q2 社会教育と生涯学習は、どのように違うのですか？

【関連法令】教育基本法第3・12条

社会教育法第2条

生涯学習振興法

（1）社会教育とは

教育基本法第12条（社会教育）第1項では、「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。」また、第2項では「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。」と規定されている。

また、社会教育法第2条（社会教育の定義）では、「この法律において「社会教育」とは、学校教育法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。」とされる。

広義では、「社会という場において行われる教育」という解釈がなされ、家庭教育、学校教育以外のすべての教育を指すとされる。

（2）生涯学習とは

教育基本法第3条（生涯学習の理念）では、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな

人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」とし、生涯学習の理念を謳っている。また、生涯学習振興法には、「生涯学習」を定義する条文はなく、令和4年度版の文部科学白書で「一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習」の意味で用いられるとされている。

Q3 学校教育は、社会教育とどのように関わっているのですか？

【関連法令】教育基本法第12・13条
社会教育法第2条・第43条～48条
学校教育法第137条

学校教育と社会教育は、社会教育法第2条（社会教育の定義）にみられるように、人格の完成を目指して行われる組織的な教育活動を相互に補い合う関係とみることができる。学校教育法第137条には「学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。」とあり、一方で社会教育法第6章「学校施設の利用」においては第43～48条で学校施設を社会教育に利用する際の手続き等が述べられており、学校教育と社会教育のお互いが関わり合って、学校が設置されている周辺地域の教育活動に資することが期待されている。

さらに、教育基本法第13条（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）により、これからの教育は、これまで以上に学校、家庭、地域の連携協力のもとで進めていくことが不可欠となっている。

Q4 家庭教育は、社会教育の範ちゅうに入るのですか？

【関連法令】教育基本法第10条
社会教育法第3条
静岡県家庭教育支援条例第3条

家庭教育は、親やこれに準ずる人が子どもに対して行う教育のことで、家庭教育そのものは、社会教育に入れない場合が多いが、保護者の家庭教育に関する学習の支援は、社会教育の範ちゅうと考えられる。

教育基本法第10条に「家庭教育」の条文が新設され、その第2項に「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」と規定されている。

平成20年改正の社会教育法では、家庭教育に関する社会教育の立場と関係者等との連携・協力に関する事項が、社会教育法第3条第3項などに盛り込まれた。また、平成15年の「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」、平成17年の「食育基本法」の成立、平成24年に成立した「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子

ども・子育て関連3法に基づく『子ども・子育て支援新制度』の開始以後、「子育て支援」という観点から、教育委員会のみならず首長部局・福祉部局を中心に多くの施策がさらに進められている。今後、学校・家庭・地域が連携して家庭教育支援を推進していく上で、そうした他部局やNPO団体等との連携、協働が不可欠である。

静岡県においては、平成26年に「静岡県家庭教育支援条例」が公布され、第3条では「家庭教育への支援は、保護者が子どもの教育について第一義的責任を有するという基本的認識の下に、行政、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の社会の全ての構成員が、家庭教育の自主性を尊重しつつ、各々の役割を果たすとともに、社会全体が一体となって取り組むことを旨として行われなければならない。」と、家庭教育支援の基本理念が定められている。

Q5 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(以下「地教行法」という。)が改正(平成20年4月1日施行、平成31年4月1日施行)され、スポーツ及び文化・文化財に関する事務の所掌の弾力化が図られたと聞きましたが、それはどのようなことですか？

【関連法令】地教行法第23条

法改正前は、「スポーツに関すること」、「文化に関すること」は、教育委員会の職務権限とされていた。

平成20年4月の法改正により、地方公共団体は、条例の定めるところにより、その長が、スポーツに関すること(学校における体育に関するものを除く。)又は文化に関すること(文化財の保護に関するものを除く。)のいずれか又はすべてを管理し、及び執行することができることとなった。同じく、平成31年4月の法改正により、文化財の保護に関することについても地方公共団体の長がいずれか又はすべてを管理し、及び執行することができることとなった。

この改正は、スポーツ及び文化行政について、地域の実情や住民のニーズに応じて、「地域づくり」という観点から他の地域振興等の関連行政とあわせて地方公共団体の長において一元的に所掌することができることとする趣旨から行われたものである。また、文化財については、文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくこととする趣旨から行われたものである。

Q6 地教行法が改正(令和元年6月7日)され、地方公共団体の長が公立の図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関の設置、管理及び執行をすることが可能となったと聞きましたが、それはどのようなことですか？

【関連法令】地教行法第23条

法改正前は、公立の図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関は、教育委員会の所管とされていた。

法改正により、地方公共団体がまちづくり、観光など他の行政分野との一体的な取組の推進等のために、より効果的と判断する場合には、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、条例により、地方公共団体の長が所管することが可能となった。

その場合も社会教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映、学校教育との連携等に留意するとともに、多様性にも配慮した社会教育が適切に実施されることが重要である。また、法律及び法律に基づく基準等を踏まえた専門的職員の配置・研修、運営状況の評価・情

報発信し、審議会や協議会等の積極的な活用等も重要である。

(職員等に関すること)

Q 7 社会教育関係の専門的職員等にはどのようなものがありますか？

【関連法令】本文中に記載

専門的職員としては、下記の職員が挙げられる。

① 社会教育主事・社会教育主事補（社会教育法第9条の2、第9条の3）

社会教育主事は、都道府県・市町村の教育委員会事務局に置くとされる専門的教育職員。社会教育を行う者への専門的技術的助言と指導を行う。また、学校が社会教育関係団体、地域住民などの協力を得て教育活動を行う場合はその求めに応じ必要な助言を行うことができる。社会教育主事補は社会教育主事の職務を補助する。

なお、令和2年度より、社会教育主事講習の修了証書を授与された者及び大学における社会教育主事養成課程の修了者は、「社会教育士」の称号が付与されることとなった。

※社会教育士についての詳細は「Q12」参照

② 公民館長（社会教育法第27条）

公民館の行う各種事業の企画実施、その他必要な事務を行う。所属職員を監督する。

③ 公民館主事（社会教育法第27条）

館長の命を受け、公民館事業の実施にあたる。

④ 図書館長（図書館法第13条）

館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

⑤ 司書・司書補（図書館法第4条）

図書館に置かれる専門的職員。図書館の専門的事務に従事する。司書補は、司書の職務を助ける。

⑥ 博物館長（博物館法第4条）

館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。

⑦ 学芸員・学芸員補（博物館法第4条）

学芸員は、博物館に置かれる専門的職員。博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

⑧ スポーツ推進委員（スポーツ基本法第32条）

市町村の教育委員会規則の定めるところにより置くこととされる非常勤の専門的職員。スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整並びにスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導、助言を行う。

⑨ 地域学校協働活動推進員（社会教育法第9条の7）

地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他援助を行う。

また、次のような委員又は審議会委員がある。

⑩ 社会教育委員（社会教育法第15条、17条）

社会教育に関し、教育委員会に助言するため、(1)社会教育計画に関する諸計画の立案、(2)教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べる、(3)必要な調査・研究を行う。

- ⑪ 公民館運営審議会の委員（社会教育法第 29 条、30 条）
- ⑫ 図書館協議会の委員（図書館法第 14 条、15 条）
- ⑬ 博物館協議会の委員（博物館法第 23 条、24 条）
- ⑭ スポーツ推進審議会等の委員（スポーツ基本法第 31 条）
- ⑮ 生涯学習審議会の委員（生涯学習振興法 10 条）

Q 8 社会教育主事は教育委員会事務局に置かなくてはならないのですか？

**【関連法令】社会教育法第 9 条の 2
社会教育法改正法附則第 2 項及び社会教育法施行令等
の一部を改正する政令附則第 2 項第 3 号
教育公務員特例法第 2 条**

社会教育法第 9 条の 2 に「都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。」とあり、県及び市町村教育委員会事務局において、社会教育主事は必ず置かなければならない。ただし、昭和 34 年の社会教育法改正法附則第 2 項及び社会教育法施行令等の一部を改正する政令附則第 2 項第 3 号によって、人口 1 万人未満の町村については、当分の間設置が猶予されて今日まできている。

社会教育主事は教育公務員特例法により、指導主事と並んで専門的教育職員と位置づけられており、教育委員会事務局において、社会教育行政の企画・実施にあたる重要な役割が課せられている。

異動があっても教育委員会事務局内に、社会教育主事が確実に配置されるよう複数の有資格者を確保する必要がある。

Q 9 社会教育の業務を首長部局に補助執行している場合、社会教育主事の発令はどのようになりますか。

【関連法令】社会教育法第 9 条の 2

社会教育法第 9 条の 2 により、都道府県及び市町村教育委員会事務局に社会教育主事を置くこととされている。したがって、教育委員会内にある教育総務課や文化財保護課などにおいて、社会教育主事を発令する。あるいは、対象となる者の籍を教育委員会内に置き（首長部局との兼務として）発令することはできる。

Q10 社会教育主事講習の受講資格を教えてください。

**【関連法令】社会教育法第 9 条の 4 ・ 第 9 条の 5
社会教育主事講習等規程第 2 条**

受講資格は、「社会教育主事講習等規程」の第 2 条に規定されている。概要は以下のとおり。

第 1 号 大学に 2 年以上在学して 62 単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者

第 2 号 教育職員の普通免許状を有している者

第 3 号 2 年以上社会教育に関係のある下のイ、ロ、ハの職及び業務を経験した者（高卒の場合は概ねこの規定）

イ 社会教育主事補の職にあった期間

- ロ 司書、学芸員その他の社会教育主事補と同等以上の職として文部科学大臣の指定するもの（地方教育団体の教育委員会において、社会教育に係る学習、又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の提供に関する事務に従事する者）にあった期間
- ハ 社会教育に関係ある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するもの（地方教育団体の教育委員会又は社会教育関係団体が実施する社会教育に係る学習又は文化活動等の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導）に従事した期間

第 4 号 4 年以上教育に関する職を経験した者（学校教育法に規定する学校の教職員等）

第 5 号 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上と認めた者

Q11 社会教育主事として発令されるための資格を教えてください。

【関連法令】社会教育法第 9 条の 4

資格要件は、社会教育法第 9 条の 4 に明記されている。概要は以下のとおり。（社会教育主事講習の受講資格、内容等については、Q11 及び第 3 章の社会教育主事講習等規程参照）

第 1 号 大学に 2 年以上在学して 62 単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が 3 年以上になる者で、社会教育主事講習を修了したもの。

イ 社会教育主事補の職にあった期間

ロ 司書、学芸員その他の社会教育主事補と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあった期間

ハ 社会教育に関係ある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間

（短大卒程度又は高等専門学校卒＋社会教育主事講習修了＋実務経験 3 年）

第 2 号 教育職員の普通免許状を有し、かつ、5 年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあった者で、社会教育主事講習を修了した者。（教員免許＋教職経験 5 年＋社会教育主事講習修了）

第 3 号 大学に 2 年以上在学し、62 単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、社会教育に関する職に従事した期間を通算した期間が 1 年以上になる者。（大学にて社会教育に関する単位修得＋実務経験 1 年）

第 4 号 社会教育主事講習を修了した者で、社会教育に関する専門的事項について前 3 号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県教育委員会が認定した者。（社会教育主事講習修了＋県教育委員会の認定）

Q12 社会教育士について教えてください。

【関係法令】社会教育主事講習等規程第 8 条

第 11 条

「社会教育主事講習等規定の一部を改正する省令」が平成 30 年 2 月 28 日に公布され、その第 8 条第 3 項及び第 11 条第 3 項に「社会教育士」の称号の付与について記載がされている。社会教育主

事講習及び大学における社会教育主事養成課程の学習成果が社会で認知され、広く社会における教育活動に生かされるよう、新たに講習の修了証書授与された者が「社会教育士（講習）」と、養成課程の修了者が「社会教育士（養成課程）」と称することができるようになった。

「社会教育士」には、講習や養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。また、これらの活動に際しては、地域の実情等を踏まえ、社会教育士と社会教育主事との連携・協働が図られることも期待される。

なお、この２つの称号は、社会教育主事に代わるものではない。

この省令は、令和２年４月１日から施行されている。

Q13 社会教育施設の職員の任命規定を教えてください。

【関連法令】社会教育法第 27・28 条

地教行法第 23・30・31・34・35 条

図書館法第 13 条

博物館法第 4 条

社会教育施設の職員の任命については、公民館は社会教育法第 28 条、他の社会教育施設では、地教行法第 30 条に基づき、条例設置された図書館、博物館、青少年教育施設等は「教育機関」として位置づけられ、同法 34 条により、「教育長の推薦により、教育委員会が任命する」とされている。

ただし、地教行法第 23 条により地方公共団体の長が所管する社会教育機関（以下「特定社会教育機関」という。）については、当該地方公共施設が定める条例、規則による。

＜社会教育施設における職員の任命（特定社会教育機関を除く）＞

	必置職員	任命規定	その他の職員 ⇒ 任意設置
公民館	館長 (社教法第 27 条)	教育委員会任命 (社教法第 28 条)	公民館主事等 (社教法第 27 条)
図書館	館長 (図書館法第 13 条)	教育委員会任命 (地教行法第 31 条、第 34 条)	専門的職員等 (図書館法第 13 条)
博物館	館長 学芸員 (博物館法第 4 条)	※身分取扱は地方公務員法による (地教行法第 35 条)	学芸員補等 (博物館法第 4 条)

Q14 公立図書館には司書資格を持った職員を必ず置かなければならないのですか？

【関連法令】図書館法第 4 条・第 13 条

法解釈においては、司書は「必置」とは解されてはいない。「図書館職員配転問題に関する東京都人事委員会裁決」（1978 年 10 月 12 日）では、「図書館法第 13 条第 1 項は、「公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く」と規定しており、専門的職員の中に、同法第 4 条第 1 項の規定にあるように司書が含

まれることは、明らかであるので、公立図書館に司書を置くことは、少なくとも法の要望、期待するところであることはこれを認めることができる。しかしながら、法文から直ちに図書館に必ず司書を置かなければならないと解されるものではなく、司書職の設置は、公立図書館の役割や実態ないし当該図書館のはたす機能および当該地方公共団体の人事行政の方針その他を総合的に勘案して決定されるべき事項である。」という解釈が示されている。

Q15 社会教育指導員の設置根拠は何ですか？

【関連法令】なし

法令には「社会教育指導員」についての記載はない。昭和 46 年の社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」を受け、翌昭和 47 年に文部省が、市町村に社会教育指導員の設置を促進する目的で社会教育指導員設置費補助事業を開始。その要項に社会教育指導員についての記載があり、これが設置根拠となっている。

要項によると、社会教育指導員の職務として、「該当市（区）町村教育委員会の委嘱を受けた社会教育の特定分野についての直接指導、学習相談または社会教育関係団体の育成等にあたること。」とある。また、委嘱される者の条件として、「教育一般に関して豊かな識見を有し、かつ、社会教育に関する指導技術を身につけていること」とあり、身分は週 3 日以上勤務できる非常勤の職員となっている。

Q16 スポーツ推進委員の設置根拠は何ですか？

【関連法令】スポーツ基本法第 32 条

スポーツ推進委員は、Q 7 にあるとおり、スポーツ基本法に基づいて、市町村が置く非常勤の専門的職員である。スポーツ振興法制定時（昭和 36 年）は、「市町村の教育委員会に、体育指導委員を置く。」とあったものが、平成 11 年の法改正によって「市町村の教育委員会は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者の中から、体育指導委員を委嘱するものとする。」となり、必置条件が緩和され、適任者への委嘱（任意の設置）となった。平成 23 年のスポーツ基本法の施行に伴い、体育指導委員からスポーツ推進委員へと名称が変更された。

スポーツ推進委員は、市町のスポーツ推進施策の運営や指導に欠かせない存在で、本県でも全ての市町に置かれている。

Q17 社会教育委員は必ず置かなければなりませんか？また、その身分はどのようになりますか？

【関連法令】社会教育法第 13・15 条

地方自治法 203 条の 2

地方公務員法第 3 条

社会教育法第 15 条では、「都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる」とあり、任意設置であるが、社会教育行政において、住民の意見を反映させる趣旨に鑑み、静岡県内ではすべての市町で社会教育委員が委嘱されている。

なお、制度上、同法第 13 条には社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、

「教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない。」とあったが、平成 20 年 6 月の同法改正により、第 13 条の規定が「教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。」と緩和された。

社会教育委員の身分は、「地方公務員法」第 3 条第 3 項第 2 号の規定が適用される非常勤、特別職の地方公務員であり、その任期及び定数は、地方の実情に即し、地方公共団体の条例で定めることとなっている。

Q18 地域学校協働活動推進員は、具体的にはどのような職務に従事するのですか？

【関連法令】社会教育法第 9 条の 7

教育委員会の施策に協力しつつ、各地域において、地域学校協働活動に関する事項について、住民と学校の情報の共有を図ったり、地域住民等に助言を行ったりする。具体的には、地域学校協働活動の実施にあたり、学校側と連絡・調整したり、地域住民等に協力を呼びかけたりするなど、コーディネートを行うことになる。また、協働の対象となる学校が、学校運営協議会を置いている場合は、その委員となり、学校の運営やこれに必要な支援について、協議に加わる場合がある。

Q19 地域学校協働活動推進員は、どのような方に委嘱すればよいのですか？

【関連法令】社会教育法第 9 条の 7

社会教育法第 9 条の 7 では、「社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる」と示している。また、平成 29 年に文部科学省が作成した「地域学校協働活動推進員の委嘱のための参考手引」では、当該推進員の候補となり得る人材として、以下を挙げている。

- ・ これまでのコーディネーターやその経験者
- ・ 地域と学校の連携・協働に関わる活動に地域ボランティアとして活動している人
- ・ P T A 関係者、P T A 活動の経験者
- ・ 退職した校長や教職員
- ・ 自治会、青年会等の地域関係団体の関係者
- ・ 地域や学校の特色や実情を理解する企業、N P O、団体等の関係者
- ・ 社会教育主事の有資格者

なお、この手引では、「地域学校協働活動の組織的・継続的な実施を図るためには、教育委員会と当該推進員との間で、当該推進員が具体的に行うべき業務の内容や、遵守すべき事項等を明確にした上で、活動の推進主体である教育委員会が責任をもって依頼することが望ましい」とあり、自治体内における推進員の位置づけを明確にするためにも、委嘱による依頼が望ましい。

（社会教育施設に関すること）

Q20 公民館について、設置・運営の基準はありますか？

**【関連法令】社会教育法第 23 条の 2
公民館の設置及び運営に関する基準**

昭和 34 年に文部省より「公民館の設置及び運営に関する基準」が告示されたが、この基準は、平成 15 年に大幅に見直され、現在に至っている。見直しのポイントは以下のとおりである。

①大綱化・弾力化への対応

- ・面積に係る規定や、必要とされる施設設備における定量的な内容を見直し、地域の実情に応じて必要な施設・設備を備えられるよう、大綱化・弾力化。

②時代の変化に伴って生じた新しい役割への対応

- ・地域の学習拠点としての役割の明確化、NPO等と共に講座を企画・立案することなどにより多様な学習機会の提供に努めるように新たな規定を追加。
- ・インターネットその他の高度情報通信ネットワークを活用し、学習情報の提供の充実に努める。
- ・家庭教育支援の充実に努める。
- ・ボランティア養成の研修会の開催や、奉仕活動・体験活動に関する学習機会・学習情報の提供の充実に努める。
- ・夜間開館の実施など、開催日、開催時間の設定にあたっては地域住民の便宜を図る。
- ・高齢者・障害者その他の様々な者の利用の促進を図るために必要な施設及び設備を備える。

③その他

- ・公民館職員の資質及び能力の向上を図るため、研修機会の充実に努める。
- ・事業における水準の向上や公民館の目的を達成するため、自己点検・自己評価に努める。

Q21 公民館で民間業者からパソコン教室を開きたいとの申し出がありましたが、差し支えありませんか？

【関連法令】社会教育法第 23 条

社会教育法第 23 条第 1 項第 1 号の「営利的行為の禁止」に抵触するかが問題となる。その解釈については、平成 7 年に広島県が質問し、その回答を文部省が全国に通知したものが参考になる。

これによれば、民間教育事業者（カルチャーセンター、外国語学校、スイミングスクール、ピアノ教授の個人事業者等）の行う組織的な教育活動も社会教育に含まれ、①社会教育法 20 条の目的に合致し、②22 条 6 号に規定する「公共的利用」とみなすことができ、③23 条 1 号に規定する「営利事業を援助すること」に該当しない限り差し支えないとしている。

この中で「公共的利用」とは、「住民の要請する学習内容の専門性、多様性等から直接事業を行うことが困難な場合等」も該当し、また、「営利事業を援助すること」とは、営利事業をさせるのではなく、もっと狭い意味であり、「特定の事業者に対し、公民館の使用回数、使用時間、事業者の選定等に関する優遇、一般に比して社会通念上極めて安い使用料の設定等」の特恵的利用を指すものとしている。

県ではこの他、民間教育事業者の施設利用の際の注意事項として、①公運審への意見聴取、②事業者の事業能力の確認、③施設の使用料が安い場合は受講者への還元、④複数の事業者の場合は選定に留意等を指摘している。

Q22 公民館で市政報告会を開催したいとの申し出がありましたが、差し支えありませんか？

【関連法令】社会教育法第 23 条

社会教育法第 23 条第 1 項第 2 号の「政治的中立性の確保」に抵触するかが問題となる。その解釈については、昭和 30 年に千葉県が質問し、その回答を文部省が全国に通知したものが参考になる。

これによれば、主催者が政党だからとか後援団体だからといってすぐに法に抵触するわけではなく、事業内容や目的が、特定の候補者にのみ便宜や支持をするようなもので、公民館の目的にふさわしくないもの、使用のさせ方が、一般の利用とは異なった特恵的か特別に不利益であるかが問われるとしている。

Q23 公民館で、宗教に関する講座を開設し、講師を地域のお寺の住職さんをお願いしましたが、差し支えありませんか？

【関連法令】社会教育法第 23 条

社会教育法第 23 条第 2 項の「宗教的中立性の確保」に抵触するかが問題となる。講師がお寺の住職であるということや、内容が宗教に関することというだけでは、必ずしも法に抵触するとは言えない。

前述の Q21 の解釈と同様に、①社会教育法 20 条の目的に合致し、②22 条 6 号に規定する「公共的利用」とみなすことができ、③23 条第 2 項に規定する「特定の宗教、宗派若しくは教団を支持すること」に該当しない限り差し支えない。

また、教育基本法第 15 条では、「宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。」と規定されていることも考慮する必要がある。

Q24 市町立の公共施設の部屋を宗教団体に貸し出すことは、差し支えありませんか？

【関連法令】日本国憲法第 89 条

社会教育法第 23・40・41 条

憲法第 89 条は、宗教的な行為は制限しているが、全ての宗教団体に対して、部屋を貸し出すことなどを制限しているわけではない。宗教団体であっても一般的な教育的な活動をするということであれば、使用を認めることもできる。

また、社会教育法上でも、前述の Q21、23 の解釈に示したように、①社会教育の目的に合致し、②「公共的利用」とみなすことができ、③「特定の宗教、宗派若しくは教団を支持すること」に該当しない限り差し支えない。

いずれにしても、最終的には各市町の判断に委ねられているので、社会教育委員や公民館運営審議会等の外部の審議機関に意見をうかがい、明確で適切な見解をまとめておくことが重要である。

Q25 図書館について、設置・運営の基準はありますか？

【関連法令】図書館法第 7 条の 2

図書館の設置及び運営上の望ましい基準

図書館法第7条の2に基づき、平成24年に私立図書館を含めた「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が告示されている。ポイントは以下のとおりである。

①設置の基本

公立図書館の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めることとされている。

・市町村

住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるように市町村立図書館及び分館の設置に努めるとともに必要に応じて移動図書館の活用を行う。あわせて、公民館図書室との連携を推進し、当該市町村の全域サービス網の整備に努める。

・都道府県

都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言を行う。

②運営の基本

図書館の設置者は、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるとされている。

・市町村立図書館

資料や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に応じた運営に努める。

・都道府県立図書館

住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供することを通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努める。

・私立図書館

当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するように運営を行うことが望ましい。

なお、文部科学省は、学校図書館との連携強化、地域の書店と共存する仕組みを検討するなど、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を見直す方針を示しているため、今後、審議会等の動向を注視する必要がある。

Q26 図書館でのコピーについて、考え方を教えてください。

【関連法令】著作権法第31・35条

政令（著作権法施行令）で定められた公共図書館等では、著作権法第31条の規定に基づき、一定の条件の下、所蔵している著作物を複写することができる。コピー機の設置は必須とはいえないが、利用者の便を考え、多くの図書館が館内にコピー機を設置している。

ところで、この場合の「図書館」とは、政令（著作権法施行令）によって定められた図書館のことであり、分館に相当しない公民館図書室や企業の図書室等はこれに該当しない。したがって、こ

これらの施設で著作物をコピーするためには、権利者の許諾を得る手続きが必要になる。

なお、図書館内で文献等を複写する主体は、利用者ではなくあくまで図書館だと解されている。

そのため、図書館が複写のために利用者の用に供するコピー機は、司書、又はそれに準ずる者（著作権法施行令第1条の3）の管理の下、著作権法第31条に定められた範囲で厳正に運用されなくてはならない。コイン式のコピー機を設置する場合には配慮が必要である。

また、コピーした複製物データのメール等による送付（図書館等公衆送信サービス）について、令和5年6月1日の著作権法の改正により施行された。現在、図書館等公衆送信サービスを所管する補償金団体（SARLIB）等において、ガイドライン等の作成が進められ、令和7年1月末より、特定図書館の登録手続きが始まった。2月末より国立国会図書館で公衆送信（遠隔複写）サービス提供が始まっており、引き続き動向を注視する必要がある。

おって、小・中・高等学校の学校図書館等での複写は、著作権法第35条の規定による。

Q27 指定管理者制度の根拠法令は何ですか？また社会教育施設にも導入ができますか？

【関連法令】地方自治法第244条の2

地方自治法が根拠になっている。平成15年に地方自治法が一部改正され、公の施設の管理に関する制度変更（指定管理者制度）が行われた。これにより、平成18年9月以降は、従来の管理委託制度でなく、公の施設の管理・運営は、直接か指定管理のどちらかで行うこととなっている。

この制度は、社会教育施設にも導入できる。総務省では平成20年6月6日事務次官通知「平成20年度地方財政の運営について」の中で、指定管理者制度の運用上の留意点に触れ、平成22年12月28日付け総務省自治行政局長通知では、「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっていること。」とされている。したがって、導入については、本制度の趣旨を踏まえ、メリット・デメリットも勘案した上で検討していくことがよいと考えられる。

Q28 国や県の補助金を受けて建設された公民館について、その一部に住民票の発行や戸籍事務等の行政サービスの窓口を設置したいと考えているのですが、配慮すべきことは何ですか？

【関連法令】社会教育法第20・38条

近年、公民館の一部を行政サービスセンター化（住民票の発行や戸籍事務等の行政サービスの窓口を設ける）したり、地域福祉の拠点化を進めたりする事例が多くなっているが、公民館は、地教行法30条により「教育機関」と定められており、社会教育法の諸規定（第20条）から見ても、行政サービスの窓口業務は本来の機能とはいえない。国や県の補助で建設した場合は、目的外使用に当たり、財産処分の手続きが必要となる。

公立社会教育施設の財産処分手続きは、平成20年7月25日に改正され（「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について」平成10年3月31日生涯学習局長裁定平成20年7月25日改正）、「地方公共団体の補助対象財産の転用等について、概ね10年を経過したものについては補助の目的を達成したもののみなし、原則として報告をもって国の承認があったものとみなす（包括的承認制）」ことが決定された。ただし、処分内容に関わらず、従来の社会教育活動（公民館活動等）が維持され、地域住民へのサービスが低下しないように努める（代替施設の確保等）こと

が必要となる。

(その他)

Q29 社会教育関係団体に対して、積極的に指導・助言が必要ですか？

【関連法令】社会教育法第 10・11・12 条

社会教育法第 11 条の規程のとおり、教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じて専門的技術的指導・助言を行うことが適切であると考えられる。ただし、社会教育法第 12 条のとおり、地方公共団体は、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

なお、同法第 10 条では、同法が定義する社会教育関係団体とは、①法人であると否とを問わない、②公の支配に属さない、③社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体と定義している。

Q30 社会教育関係団体に対して、補助金を出すためにはどのような手続きをしますか？

【関連法令】社会教育法 13 条

スポーツ基本法第 34・35 条

現行の社会教育法第 13 条では「国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、(中略)、地方公共団体にあっては教育委員会が社会教育委員の会議(社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関)の意見を聴いて行わなければならない。」と規定されている。

また、スポーツ関係団体については、スポーツ基本法第 34 条の規定により、地方公共団体による補助が可能であり、地方公共団体が団体に対し補助金を交付しようとする場合には、スポーツ基本法第 35 条により、「教育委員会がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見の聴いた場合においては、社会教育法第 13 条の規定による意見を聴くことを要しない。」と規定されている。

Q31 子ども読書活動推進計画は、各市町においても定めなくてはならないのですか？

【関連法令】子どもの読書活動の推進に関する法律第 9 条

子どもの読書活動の推進に関する法律第 9 条第 2 項では、「市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。」とあり、努力義務となっている。しかしながら、県では、県全体で読書活動を推進するには、市町との連携は欠かせないとし、県の策定した「県子ども読書活動推進計画」を指針として、すべての市町で「子ども読書活動推進計画」を策定するよう求めている。

Q32 青少年の定義を教えてください。

【関連法令】静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例等
子供・若者育成支援推進大綱（令和３年４月）では、以下のとおり定義している。

青少年・・・	乳幼児期から青年期までの者
子 供・・・	乳幼児期、学童期及び思春期の者
若 者・・・	思春期、青年期の者。施策によっては、40 歳未満までのポスト青年期の者も対象とする
乳幼児期・・・	義務教育年齢に達するまで
学 童 期・・・	小学生
思 春 期・・・	中学生からおおむね 18 歳まで
青 年 期・・・	おおむね 18 歳からおおむね 30 歳未満まで
ポ ス ト 青 年 期・・・	青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40 歳未満の者

また、静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例では、「青少年」を満18歳に達するまでの者と規定している。

第3章

生涯学習・社会教育関係法令

1 生涯学習・社会教育主要法令

○教育基本法	39～41
○社会教育法	41～46
○社会教育法施行令(抄)	46～47
○図書館法	47～49
○博物館法	49～53
○スポーツ基本法	53～58
○生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(生涯学習振興法)	58～60

2 Q&Aに関する法令等

○日本国憲法第89条	60
○著作権法(抄)	61～62
○地方自治法(抄)	62～64
○教育公務員特例法第2条	64～65
○地方公務員法第3条	65
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄)	65～72
○子どもの読書活動の推進に関する法律	72～73
○社会教育主事講習等規程	73～74
○公民館の設置及び運営に関する基準	74～75
○図書館の設置及び運営上の望ましい基準(抄)	75～80
○静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例	80～88
○静岡県家庭教育支援条例	88～90

(1) 生涯学習・社会教育主要法令

○教育基本法

○社会教育法

○社会教育法施行令(抄)

○図書館法

○博物館法

○スポーツ基本法

○生涯学習の振興のための施策の推進

体制等の整備に関する法律（生涯学習振興法）

教育基本法

公 布	:	昭 和	22 年	3 月	31 日
全部改正	:	平 成	18 年	12 月	22 日
施 行	:	平 成	18 年	12 月	22 日

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するも

のであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

- 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

- 2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体に

よって奨励されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

- 2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

- 2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

- 4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

社会教育法

公 布	:	昭和 24 年 6 月 10 日
改 正	:	令和 4 年 6 月 17 日
施 行	:	令和 7 年 6 月 1 日

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、教育基本法(平成十八年法律第二百十号)の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

(社会教育の定義)

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

(国及び地方公共団体の任務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

(国の地方公共団体に対する援助)

第四条 前条第一項の任務を達成するために、国は、

この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、財政的援助並びに物資の提供及びそのあつせんを行う。(市町村の教育委員会の事務)

第五条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 一 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 二 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 三 公民館の設置及び管理に関すること。
- 四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。
- 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。
- 八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。
- 九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- 十三 主として学齢児童及び学齢生徒(それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。)に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。
- 十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提

供に関すること。

十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。

十八 情報の交換及び調査研究に関すること。

十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であって地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務（以下「特定事務」という。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、第一項の規定にかかわらず、同項第三号及び第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

（都道府県教育委員会の事務）

第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務（同項第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

一 公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行うこと。

二 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関すること。

三 社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関すること。

四 市町村の教育委員会との連絡に関すること。

五 その他法令によりその職務権限に属する事項

2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

3 特定地方公共団体である都道府県にあつては、第一項の規定にかかわらず、前条第一項第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

（教育委員会と地方公共団体の長との関係）

第七条 地方公共団体の長は、その所掌に関する必要な広報宣伝で視聴覚教育の手段を利用することその他教育の施設及び手段によることを適当とす

るものにつき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求めることができる。

2 前項の規定は、他の行政庁がその所掌に関する必要な広報宣伝につき、教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長又は教育委員会）に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求める場合に準用する。

第八条 教育委員会は、社会教育に関する事務を行うために必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

第八条の二 特定地方公共団体の長は、特定事務のうち当該特定地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校、社会教育施設その他の施設における教育活動と密接な関連を有するものとして当該特定地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。

2 特定地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第八条の三 特定地方公共団体の教育委員会は、特定事務の管理及び執行について、その職務に関して必要と認めるときは、当該特定地方公共団体の長に対し、意見を述べることができる。

（図書館及び博物館）

第九条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

第二章 社会教育主事等

（社会教育主事及び社会教育主事補の設置）

第九条の二 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。

（社会教育主事及び社会教育主事補の職務）

第九条の三 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

3 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

（社会教育主事の資格）

第九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修

得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

イ 社会教育主事補の職にあつた期間

ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間

ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に係るある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間(イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。)

二 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

三 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの

四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者(第一号及び第二号に掲げる者を除く。)で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県教育委員会が認定したもの

(社会教育主事の講習)

第九条の五 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

2 受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(社会教育主事及び社会教育主事補の研修)

第九条の六 社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うもののほか、文部科学大臣及び都道府県が行う。

(地域学校協働活動推進員)

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他援助を行う。

第三章 社会教育関係団体

(社会教育関係団体の定義)

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

(文部科学大臣及び教育委員会との関係)

第十一条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を与えることができる。

2 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う。

(国及び地方公共団体との関係)

第十二条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

(審議会等への諮問)

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。)で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議(社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関)の意見を聴いて行わなければならない。

(報告)

第十四条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

第四章 社会教育委員

(社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

第十六条 削除

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の

事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第十九条 削除

第五章 公民館

(目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人(以下この章において「法人」という。)でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の事業)

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持

し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

(公民館の基準)

第二十三条の二 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

(公民館の設置)

第二十四条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第二十五条及び第二十六条 削除

(公民館の職員)

第二十七条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第二十八条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会(特定地方公共団体である市町村の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた公民館(第三十条第一項及び第四十条第一項において「特定公民館」という。))の館長、主事その他必要な職員にあつては、当該市町村の長が任命する。

(公民館の職員の研修)

第二十八条の二 第九条の六の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

(公民館運営審議会)

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会(特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長)が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第三十一条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第三十二条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第三十二条の二 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(基金)

第三十三条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の基金を設けることができる。

(特別会計)

第三十四条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、特別会計を設けることができる。

(公民館の補助)

第三十五条 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十六条 削除

第三十七条 都道府県が地方自治法第二百三十二条の二の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部科学大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

第三十八条 国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

一 公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したとき。

二 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第二十条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。

三 補助金交付の条件に違反したとき。

四 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

(法人の設置する公民館の指導)

第三十九条 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に関し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

(公民館の事業又は行為の停止)

第四十条 公民館が第二十三条の規定に違反する行

為を行つたときは、市町村の設置する公民館にあつては当該市町村教育委員会(特定公民館にあつては、当該市町村の長)、法人の設置する公民館にあつては都道府県教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

(罰則)

第四十一条 前条第一項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三万円以下の罰金に処する。

(公民館類似施設)

第四十二条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2 前項の施設の運営その他に関しては、第三十九条の規定を準用する。

第六章 学校施設の利用

(適用範囲)

第四十三条 社会教育のためにする国立学校(学校教育法第一条に規定する学校(以下この条において「第一条学校」という。))及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。))であつて国(国立大学法人法(平成十五年法律第一百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人(次条第二項において「国立大学法人」という。))及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。))が設置するものをいう。以下同じ。))又は公立学校(第一条学校及び幼保連携型認定こども園であつて地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人(次条第二項及び第四十八条第一項において「公立大学法人」という。))を含む。))が設置するものをいう。以下同じ。))の施設の利用に関しては、この章の定めるところによる。

(学校施設の利用)

第四十四条 学校(国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。))の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。

2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学法人の学長若しくは理事長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学及び幼保連携型認定こども園にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人の理事長、大学及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育

委員会又は公立大学法人の理事長をいう。

(学校施設利用の許可)

第四十五条 社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機関の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により、学校の管理機関が学校施設の利用を許可しようとするときは、あらかじめ、学校の長の意見を聞かなければならない。

第四十六条 国又は地方公共団体が社会教育のために、学校の施設を利用しようとするときは、前条の規定にかかわらず、当該学校の管理機関と協議するものとする。

第四十七条 第四十五条の規定による学校施設の利用が一時的である場合には、学校の管理機関は、同条第一項の許可に関する権限を学校の長に委任することができる。

2 前項の権限の委任その他学校施設の利用に関し必要な事項は、学校の管理機関が定める。

(社会教育の講座)

第四十八条 文部科学大臣は国立学校に対し、地方公共団体の長は当該地方公共団体が設置する大学若しくは幼保連携型認定こども園又は当該地方公共団体が設立する公立大学法人が設置する公立学校に対し、地方公共団体に設置されている教育委員会は当該地方公共団体が設置する大学及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校に対し、その教育組織及び学校の施設の状況に応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることができる。

2 文化講座は、成人の一般的教養に関し、専門講座は、成人の専門的学術知識に関し、夏期講座は、夏期休暇中、成人の一般的教養又は専門的学術知識に関し、それぞれ大学、高等専門学校又は高等学校において開設する。

3 社会学級講座は、成人の一般的教養に関し、小学校、中学校又は義務教育学校において開設する。

4 第一項の規定する講座を担当する講師の報酬その他必要な経費は、予算の範囲内において、国又は地方公共団体が負担する。

第七章 通信教育

(適用範囲)

第四十九条 学校教育法第五十四条、第七十条第一項、第八十二条及び第八十四条の規定により行うものを除き、通信による教育に関しては、この章の定めるところによる。

(通信教育の定義)

第五十条 この法律において「通信教育」とは、通信の方法により一定の教育計画の下に、教材、補助教材等を受講者に送付し、これに基き、設問解答、添削指導、質疑応答等を行う教育をいう。

2 通信教育を行う者は、その計画実現のために、必要な指導者を置かなければならない。

(通信教育の認定)

第五十一条 文部科学大臣は、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものについて、通信教育の認定(以下「認定」という。)を与えることができる。

2 認定を受けようとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、文部科学大臣に申請しなければならない。

3 文部科学大臣が、第一項の規定により、認定を与えようとするときは、あらかじめ、第十三条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

(認定手数料)

第五十二条 文部科学大臣は、認定を申請する者から実費の範囲内において文部科学省令で定める額の手数料を徴収することができる。ただし、国立学校又は公立学校が行う通信教育に関しては、この限りでない。

第五十三条 削除

(郵便料金の特別取扱)

第五十四条 認定を受けた通信教育に要する郵便料金については、郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の定めるところにより、特別の取扱を受けるものとする。

(通信教育の廃止)

第五十五条 認定を受けた通信教育を廃止しようとするとき、又はその条件を変更しようとするときは、文部科学大臣の定めるところにより、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可に関しては、第五十一条第三項の規定を準用する。

(報告及び措置)

第五十六条 文部科学大臣は、認定を受けた者に対し、必要な報告を求め、又は必要な措置を命ずることができる。

(認定の取消)

第五十七条 認定を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したときは、文部科学大臣は、認定を取り消すことができる。

2 前項の認定の取消に関しては、第五十一条第三項の規定を準用する

社会教育法施行令(抄)

公	布	:	昭和	24	年	7	月	22	日
改	正	:	令和	元年	6	月	7	日	
施	行	:	令和	元年	6	月	7	日	

附則（昭和34・4・30・政令第157号抄）

（町村の社会教育主事の設置に関する経過規定）

- 2 社会教育法等の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第百五十八号）の施行の際、現に社会教育主事の置かれていない町村にあつては、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める間、社会教育主事を置かないことができる。
- 一 人口一万五千以上の町村にあつては、昭和三十七年三月三十一日までの間
 - 二 人口一万以上一万五千未満の町村にあつては、昭和三十八年三月三十一日までの間
 - 三 人口一万未満の町村にあつては、当分の間

図書館法

公 布	:	昭和 25 年 4 月 30 日
改 正	:	令和 5 年 12 月 13 日
施 行	:	令和 7 年 4 月 1 日

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

（図書館奉仕）

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作ら

れた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

（司書及び司書補）

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

（司書及び司書補の資格）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者（専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補と

なる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第八条 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。)である市町村にあつては、その長又は教育委員会)に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求

めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条及び第十二条 削除

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館(第十五条において「特定図書館」という。))にあつては、当該特定地方公共団体の長が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長)が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条及び第十九条 削除

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条及び第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補

助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

(都道府県教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

- 2 都道府県教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

- 2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

博物館法

公	布	:	昭和	26年	12月	1日
改	正	:	令和	4年	4月	15日
施	行	:	令和	5年	4月	1日

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)及び文化芸術基本法(平成十三年法律第百四十八号)の精神に基づき、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収

集し、保管(育成を含む。以下同じ。)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関(社会教育法による公民館及び図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)による図書館を除く。)のうち、次章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において「公立博物館」とは、地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の設置する博物館をいう。

3 この法律において「私立博物館」とは、博物館のうち、公立博物館以外のものをいう。

4 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。次条第一項第三号において同じ。)を含む。)をいう。

(博物館の事業)

第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。

二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。

三 博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。

四 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。

五 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。

六 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。

七 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。

八 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。

九 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。

十 社会教育における学習の機会を利用して行つ

た学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

十一 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。

十二 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

2 博物館は、前項各号に掲げる事業の充実を図るため、他の博物館、第三十一条第二項に規定する指定施設その他これらに類する施設との間において、資料の相互貸借、職員の交流、刊行物及び情報の交換その他の活動を通じ、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

3 博物館は、第一項各号に掲げる事業の成果を活用するとともに、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力し、当該博物館が所在する地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光(有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源(以下この項において「文化資源」という。))の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光をいう。)その他の活動の推進を図り、もって地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとする。

(館長、学芸員その他の職員)

第四条 博物館に、館長を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。

3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。

4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。

5 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。

6 学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

(学芸員の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。

一 学士の学位(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者)に対して授与されるものに限る。)を含む。)を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの

二 次条各号のいずれかに該当する者で、三年以上学芸員補の職にあつたもの

三 文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めた者

2 前項第二号の学芸員補の職には、官公署、学校又は社会教育施設(博物館の事業に類する事業を行う施設を含む。)における職で、社会教育主事、司書その他の学芸員補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するものを含むものとする。

(学芸員補の資格)

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員補となる資格を有する。

一 短期大学士の学位(学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者)に対して授与されるものを除く。)及び同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。)を有する者で、前条第一項第一号の文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの

二 前号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者として文部科学省令で定める者

(館長、学芸員及び学芸員補等の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、館長、学芸員及び学芸員補その他の職員に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第八条 文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るために、博物館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第九条 博物館は、当該博物館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第十条 博物館は、当該博物館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該博物館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

第二章 登録

(登録)

第十一条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県教育委員会(当該博物館(都道府県が設置するものを除く。))が指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。))の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市教育委員会。第三十一条第一項第二号を除き、以下同じ。)の登録を受けるものとする。

(登録の申請)

第十二条 前条の登録(以下「登録」という。)を受けようとする者は、都道府県教育委員会の定め

るところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県教育委員会に提出しなければならない。

一 登録を受けようとする博物館の設置者の名称及び住所

二 登録を受けようとする博物館の名称及び所在地

三 その他都道府県教育委員会の定める事項

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 館則(博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。)の写し

二 次条第一項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類

三 その他都道府県教育委員会の定める書類(登録の審査)

第十三条 都道府県教育委員会は、登録の申請に係る博物館が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該博物館の登録をしなければならない。

一 当該申請に係る博物館の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当すること。

イ 地方公共団体又は地方独立行政法人

ロ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人(イに掲げる法人並びに国及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十一条第一項及び第六項において同じ。)を除く。)

(1) 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。

(2) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。

(3) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。

二 当該申請に係る博物館の設置者が、第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者でないこと。

三 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県教育委員会の定める基準に適合するものであること。

四 学芸員その他の職員の配置が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県教育委員会の定める基準に適合するものであること。

五 施設及び設備が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の

教育委員会の定める基準に適合するものであること。

六 一年を通じて百五十日以上開館すること。

2 都道府県教育委員会が前項第三号から第五号までの基準を定めるに当たっては、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

3 都道府県教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(登録の実施等)

第十四条 登録は、都道府県教育委員会が、次に掲げる事項を博物館登録原簿に記載してするものとする。

一 第十二条第一項第一号及び第二号に掲げる事項

二 登録の年月日

2 都道府県教育委員会は、登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録の申請をした者に通知するとともに、前項各号に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(変更の届出)

第十五条 博物館の設置者は、第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を変更するときは、あらかじめ、その旨を都道府県教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る登録事項の変更登録をするとともに、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(都道府県教育委員会への定期報告)

第十六条 博物館の設置者は、当該博物館の運営の状況について、都道府県教育委員会の定めるところにより、定期的に、都道府県教育委員会に報告しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第十七条 都道府県教育委員会は、その登録に係る博物館の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該博物館の設置者に対し、その運営の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(勧告及び命令)

第十八条 都道府県教育委員会は、その登録に係る博物館が第十三条第一項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、当該博物館の設置者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県教育委員会は、前項の規定による勧告を受けた博物館の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当

該博物館の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

- 3 第十三条第三項の規定は、第一項の規定による勧告及び前項の規定による命令について準用する。(登録の取消し)

第十九条 都道府県教育委員会は、その登録に係る博物館の設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該博物館の登録を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- 二 第十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 第十六条の規定に違反したとき。
- 四 第十七条の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- 五 前条第二項の規定による命令に違反したとき。

- 2 第十三条第三項の規定は、前項の規定による登録の取消しについて準用する。

- 3 都道府県教育委員会は、第一項の規定により登録の取消しをしたときは、速やかにその旨を、当該登録に係る博物館の設置者に対し通知するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(博物館の廃止)

第二十条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、速やかにその旨を都道府県教育委員会に届け出なければならない。

- 2 都道府県教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る博物館の登録を抹消するとともに、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。(都道府県又は指定都市の設置する博物館に関する特例)

第二十一条 第十五条第一項、第十六条から第十八条まで及び前条第一項の規定は、都道府県又は指定都市の設置する博物館については、適用しない。

- 2 都道府県又は指定都市の設置する博物館についての第十五条第二項、第十九条第一項及び第三項並びに前条第二項の規定の適用については、第十五条第二項中「前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る登録事項」とあるのは「その設置する博物館について第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があるときは、当該事項」と、第十九条第一項中「登録に係る博物館の設置者が次の各号のいずれかに該当する」とあるのは「設置する博物館が第十三条第一項第三号から第六号までのいずれかに該当しなくなつたと認める」と、同条第三項中「その旨を、当該登録に係る博物館の設置者に対し通知するとともに

に、」とあるのは「その旨を」と、前条第二項中「前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る」とあるのは「その設置する博物館を廃止したときは、当該」とする。

(規則への委任)

第二十二条 この章に定めるものを除くほか、博物館の登録に関し必要な事項は、都道府県教育委員会の規則で定める。

第三章 公立博物館

(博物館協議会)

第二十三条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

- 2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第二十四条 博物館協議会の委員は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が当該博物館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされている場合にあっては、当該地方公共団体の長)が、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の理事長がそれぞれ任命する。

第二十五条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の条例で、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の規程でそれぞれ定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第二十六条 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。ただし、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

(博物館の補助)

第二十七条 国は、博物館を設置する地方公共団体又は地方独立行政法人に対し、予算の範囲内において、博物館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

- 2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

(補助金の交付中止及び補助金の返還)

第二十八条 国は、博物館を設置する地方公共団体又は地方独立行政法人に対し前条の規定による補

助金の交付をした場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、第一号の場合の取消しが第十九条第一項第一号に該当することによるものである場合には、既に交付した補助金を、第三号又は第四号に該当する場合には、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 当該博物館について、第十九条第一項の規定による登録の取消しがあつたとき。
- 二 地方公共団体又は地方独立行政法人が当該博物館を廃止したとき。
- 三 地方公共団体又は地方独立行政法人が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 四 地方公共団体又は地方独立行政法人が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第四章 私立博物館

(都道府県教育委員会との関係)

第二十九条 都道府県教育委員会は、博物館に関する指導資料の作成及び調査研究のために、私立博物館に対し必要な報告を求めることができる。

- 2 都道府県教育委員会は、私立博物館に対し、その求めに応じて、私立博物館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第三十条 国及び地方公共団体は、私立博物館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき援助を与えることができる。

第五章 博物館に相当する施設

第三十一条 次の各号に掲げる者は、文部科学省令で定めるところにより、博物館の事業に類する事業を行う施設であつて当該各号に定めるものを、博物館に相当する施設として指定することができる。

- 一 文部科学大臣 国又は独立行政法人が設置するもの
- 二 都道府県教育委員会 国及び独立行政法人以外の者が設置するもののうち、当該都道府県の区域内に所在するもの(指定都市の区域内に所在するもの(都道府県が設置するものを除く。))を除く。)
- 三 指定都市教育委員会 国、独立行政法人及び都道府県以外の者が設置するもののうち、当該指定都市の区域内に所在するもの

- 2 前項の規定による指定をした者は、当該指定をした施設(以下この条において「指定施設」という。)が博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなつたと認めるときその他の文部科学省令で定める事由に該当するときは、文部科学省令で定めるところにより、当該指定施設についての

前項の規定による指定を取り消すことができる。

- 3 第一項の規定による指定をした者は、当該指定をしたとき又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定をした者は、指定施設の設置者に対し、その求めに応じて、当該指定施設の運営に関して、専門的、技術的な指導又は助言を与えることができる。
- 5 指定施設は、その事業を行うに当たっては、第三条第二項及び第三項の規定の趣旨を踏まえ、博物館、他の指定施設、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。
- 6 国又は独立行政法人が設置する指定施設は、博物館及び他の指定施設における公開の用に供するための資料の貸出し、職員の研修の実施その他の博物館及び他の指定施設の事業の充実のために必要な協力を行うよう努めるものとする。

スポーツ基本法

公 布	:	昭和	36年	6月	16日
全部改正	:	平成	23年	6月	24日
改 正	:	平成	30年	6月	20日
施 行	:	令和	5年	1月	1日

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵^{かん}養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、ス

スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポ

ーツ団体(スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。)、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

- 3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。
- 4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。
- 5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。
- 6 スポーツは、我が国のスポーツ選手(プロスポーツの選手を含む。以下同じ。)が国際競技大会(オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。)又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準(以下「競技水準」という。)の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。
- 7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。
- 8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(スポーツ団体の努力)

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配

慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

(国民の参加及び支援の促進)

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画(以下「スポーツ基本計画」という。)を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。以下同じ。)で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「地方スポーツ推進計画」

という。)を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材(以下「指導者等」という。)の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会(以下「研究集会等」という。)の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設(スポーツの設備を含む。以下同じ。)の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。)及び地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。)が設置する幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。)の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止

及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識(スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。)の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等との間の連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際

的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体(以下「地域スポーツクラブ」という。)が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(スポーツの日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)第二条に規定するスポーツの日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動(以下この条において「ス

スポーツ・レクリエーション活動」という。)を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六条 国民スポーツ大会は、公益財団法人日本スポーツ協会(昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会(昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本障がい者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会(平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員

会という名称で設立された法人をいう。)、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(企業、大学等によるスポーツへの支援)

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

(ドーピング防止活動の推進)

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。)と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ推進審議会等」という。)を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあっては、その長)は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

(国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

- 一 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であって、これらの開催地の都道府県において要するもの
- 二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であって特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(地方公共団体の補助)

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第十条に規定する社会教育関係団体をいう。)であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあっては教育委員会(特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。))に係る補助金の交付については、その長)がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

生涯学習の振興のための施策の推進

体制等の整備に関する法律(生涯学習振興法)

公	布	:	平成	2年	6月	29日
改	正	:	平成	14年	3月	31日
施	行	:	平成	14年	4月	1日

(目的)

第一条 この法律は、国民が生涯にわたって学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、生涯学習の振興に資するための都道府県の事業に関しその推進体制の整備その他の必要な事項を定め、及び特定の地区において生涯学習に係る機会の総合的な提供を促進するための措置について定めるとともに、都道府県生涯学習審議会の事務について定める等の措置を講ずることにより、生涯学習の振興のための施策の推進体制及び地域における生涯学習に係る機会の整備を図り、もって生涯学習の振興に寄与することを目的とする。

(施策における配慮等)

第二条 国及び地方公共団体は、この法律に規定する生涯学習の振興のための施策を実施するに当たっては、学習に関する国民の自発的意思を尊重するよう配慮するとともに、職業能力の開発及び向上、社会福祉等に関し生涯学習に資するための別に講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めるものとする。

(生涯学習の振興に資するための都道府県の事業)

第三条 都道府県の教育委員会は、生涯学習の振興に資するため、おおむね次の各号に掲げる事業について、これらを相互に連携させつつ推進するために必要な体制の整備を図りつつ、これらを一体的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

一 学校教育及び社会教育に係る学習(体育に係るものを含む。以下この項において「学習」という。)並びに文化活動の機会に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

二 住民の学習に対する需要及び学習の成果の評価に関し、調査研究を行うこと。

三 地域の実情に即した学習の方法の開発を行うこと。

四 住民の学習に関する指導者及び助言者に対する研修を行うこと。

五 地域における学校教育、社会教育及び文化に関する機関及び団体に対し、これらの機関及び団体相互の連携に関し、照会及び相談に応じ、並びに助言その他の援助を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、社会教育のための講座の開設その他の住民の学習の機会の提供に関し必要な事業を行うこと。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する事業を行うに当たっては、社会教育関係団体その他の地域において生涯学習に資する事業を行う機関及び団体との連携に努めるものとする。

(都道府県の事業の推進体制の整備に関する基準)
第四条 文部科学大臣は、生涯学習の振興に資するため、都道府県の教育委員会が行う前条第一項に規定する体制の整備に関し望ましい基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。以下同じ。)で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(地域生涯学習振興基本構想)

第五条 都道府県は、当該都道府県内の特定の地区において、当該地区及びその周辺の相当程度広範囲の地域における住民の生涯学習の振興に資するため、社会教育に係る学習(体育に係るものを含む。)及び文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の多様な機会の総合的な提供を民間事業者の能力を活用しつつ行うことに関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)を作成することができる。

2 基本構想においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 前項に規定する多様な機会(以下「生涯学習に係る機会」という。)の総合的な提供の方針に関する事項

二 前項に規定する地区の区域に関する事項

三 総合的な提供を行うべき生涯学習に係る機会(民間事業者により提供されるものを含む。)の種類及び内容に関する基本的な事項

四 前号に規定する民間事業者に対する資金の融通の円滑化その他の前項に規定する地区において行われる生涯学習に係る機会の総合的な提供に必要な業務であって政令で定めるものを行う者及び当該業務の運営に関する事項

五 その他生涯学習に係る機会の総合的な提供に関する重要事項

3 都道府県は、基本構想を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村に協議しなければならない。

4 都道府県は、基本構想を作成しようとするときは、前項の規定による協議を経た後、文部科学大臣及び経済産業大臣に協議することができる。

5 文部科学大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による協議を受けたときは、都道府県が作成しようとする基本構想が次の各号に該当するものであるかどうかについて判断するものとする。

一 当該基本構想に係る地区が、生涯学習に係る機会の提供の程度が著しく高い地域であって政令で定めるもの以外の地域のうち、交通条件及び社会的自然的条件からみて生涯学習に係る機

会の総合的な提供を行うことが相当と認められる地区であること。

二 当該基本構想に係る生涯学習に係る機会の総合的な提供が当該基本構想に係る地区及びその周辺の相当程度広範囲の地域における住民の生涯学習に係る機会に対する要請に適切にこたえるものであること。

三 その他文部科学大臣及び経済産業大臣が判断に当たっての基準として次条の規定により定める事項(以下「判断基準」という。)に適合するものであること。

6 文部科学大臣及び経済産業大臣は、基本構想につき前項の判断をするに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、文部科学大臣にあつては前条第二項の政令で定める審議会等の意見を、経済産業大臣にあつては産業構造審議会の意見をそれぞれ聴くものとし、前項各号に該当するものであると判断するに至ったときは、速やかにその旨を当該都道府県に通知するものとする。

7 都道府県は、基本構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

8 第三項から前項までの規定は、基本構想の変更(文部科学省令、経済産業省令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(判断基準)

第六条 判断基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 生涯学習に係る機会の総合的な提供に関する基本的な事項

二 前条第一項に規定する地区の設定に関する基本的な事項

三 総合的な提供を行うべき生涯学習に係る機会(民間事業者により提供されるものを含む。)の種類及び内容に関する基本的な事項

四 生涯学習に係る機会の総合的な提供に必要な事業に関する基本的な事項

五 生涯学習に係る機会の総合的な提供に際し配慮すべき重要事項

2 文部科学大臣及び経済産業大臣は、判断基準を定めるに当たっては、あらかじめ、総務大臣その他関係行政機関の長に協議するとともに、文部科学大臣にあつては第四条第二項の政令で定める審議会等の意見を、経済産業大臣にあつては産業構造審議会の意見をそれぞれ聴かなければならない。

3 文部科学大臣及び経済産業大臣は、判断基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、判断基準の変更について準用する。

第七条 削除

(基本構想の実施等)

第八条 都道府県は、関係民間事業者の能力を活用しつつ、生涯学習に係る機会の総合的な提供を基本構想に基づいて計画的に行うよう努めなければならない。

2 文部科学大臣は、基本構想の円滑な実施の促進のため必要があると認めるときは、社会教育関係団体及び文化に関する団体に対し必要な協力を求めるものとし、かつ、関係地方公共団体及び関係事業者等の要請に応じ、その所管に属する博物館資料の貸出しを行うよう努めるものとする。

3 経済産業大臣は、基本構想の円滑な実施の促進のため必要があると認めるときは、商工会議所及び商工会に対し、これらの団体及びその会員による生涯学習に係る機会の提供その他の必要な協力を求めるものとする。

4 前二項に定めるもののほか、文部科学大臣及び経済産業大臣は、基本構想の作成及び円滑な実施の促進のため、関係地方公共団体に対し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

5 前三項に定めるもののほか、文部科学大臣、経済産業大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、基本構想の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第九条 削除

(都道府県生涯学習審議会)

第十条 都道府県に、都道府県生涯学習審議会(以下「都道府県審議会」という。)を置くことができる。

2 都道府県審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。

3 都道府県審議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を当該都道府県の教育委員会又は知事に建議することができる。

4 前三項に定めるもののほか、都道府県審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。
(市町村の連携協力体制)

第十一条 市町村(特別区を含む。)は、生涯学習の振興に資するため、関係機関及び関係団体等との連携協力体制の整備に努めるものとする。

(2) Q & Aに関する法令等

○日本国憲法第 89 条

○著作権法(抄)

○地方自治法(抄)

○教育公務員特例法第 2 条

○地方公務員法第 3 条

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄)

○子どもの読書活動の推進に関する法律

○社会教育主事講習等規程

○公民館の設置及び運営に関する基準 (文部科学省告示)

○図書館の設置及び運営上の望ましい 基準(抄)

○静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例

○静岡県家庭教育支援条例

日本国憲法第 89 条

公	布	:	昭和	21 年	11 月	3 日
施	行	:	昭和	22 年	5 月	3 日

第八十九条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

著作権法(抄)

公 布	:	明治	32年	3月	4日
全部改正	:	昭和	45年	5月	6日
改 正	:	令和	6年	6月	19日
施 行	:	令和	7年	6月	1日

(図書館等における複製等)

第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この条及び第百四条の十の四第三項において「図書館等」という。)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(次項及び第六項において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物(次項及び次条第二項において「国等の周知目的資料」という。)その他の著作物の全部の複製物の提供が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものにあつては、その全部)の複製物を一人につき一部提供する場合

二 図書館資料の保存のため必要がある場合

三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料(以下この条において「絶版等資料」という。)の複製物を提供する場合

2 特定図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該特定図書館等の利用者(あらかじめ当該特定図書館等にその氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める情報(次項第三号及び第八項第一号において「利用者情報」という。)を登録している者に限る。第四項及び第百四条の十の四第四項において同じ。)の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(国等の周知目的資料その他の著作物の全部の公衆送信が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものにあつては、その全部)について、次に掲げる行為を行うことができる。ただし、当該著作物の種類(著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾を得た者による当該著作物の公衆送信(放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。以下この条にお

いて同じ。)の実施状況を含む。第百四条の十の四第四項において同じ。)及び用途並びに当該特定図書館等が行う公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

一 図書館資料を用いて次号の公衆送信のために必要な複製を行うこと。

二 図書館資料の原本又は複製物を用いて公衆送信を行うこと(当該公衆送信を受信して作成された電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)による著作物の提供又は提示を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る。)

3 前項に規定する特定図書館等とは、図書館等であつて次に掲げる要件を備えるものをいう。

一 前項の規定による公衆送信に関する業務を適正に実施するための責任者が置かれていること。

二 前項の規定による公衆送信に関する業務に従事する職員に対し、当該業務を適正に実施するための研修を行つていること。

三 利用者情報を適切に管理するために必要な措置を講じていること。

四 前項の規定による公衆送信のために作成された電磁的記録に係る情報が同項に定める目的以外の目的のために利用されることを防止し、又は抑止するために必要な措置として文部科学省令で定める措置を講じていること。

五 前各号に掲げるもののほか、前項の規定による公衆送信に関する業務を適正に実施するために必要な措置として文部科学省令で定める措置を講じていること。

4 第二項の規定により公衆送信された著作物を受信した特定図書館等の利用者は、その調査研究の用に供するために必要と認められる限度において、当該著作物を複製することができる。

5 第二項の規定により著作物の公衆送信を行う場合には、第三項に規定する特定図書館等を設置する者は、相当な額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

6～11 (略)

(学校その他の教育機関における複製等)

第三十五条 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。)を行い、又は公表された著作物であつて公衆送

信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。
- 3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

地方自治法(抄)

公 布	:	昭 和	22 年	4 月	17 日
改 正	:	令 和	7 年	5 月	16 日
施 行	:	令 和	7 年	6 月	1 日

第一編 総則

第二条 地方公共団体は、法人とする。

- ② 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。
- ③ 市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。
- ④ 市町村は、前項の規定にかかわらず、次項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。
- ⑤ 都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第二項の事務で、広域にわたるものの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする。
- ⑥ 都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当つては、相互に競合しないようにしなければならない。
- ⑦ 特別地方公共団体は、この法律の定めるところにより、その事務を処理する。

⑧ この法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。

⑨ この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの(以下「第一号法定受託事務」という。)

二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの(以下「第二号法定受託事務」という。)

⑩ この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほか、法律に定める法定受託事務は第一号法定受託事務にあつては別表第一の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務にあつては別表第二の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。

⑪ 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならない。

⑫ 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない。この場合において、特別地方公共団体に関する法令の規定は、この法律に定める特別地方公共団体の特性にも照応するように、これを解釈し、及び運用しなければならない。

⑬ 法律又はこれに基づく政令により地方公共団体が処理することとされる事務が自治事務である場合においては、国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるように特に配慮しなければならない。

⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

⑮ 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

⑯ 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。

⑰ 前項の規定に違反して行つた地方公共団体の行為は、これを無効とする。

第二節 普通地方公共団体の長

第五款 他の執行機関との関係

第百八十条の二 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長(教育委員会にあつては、教育長)、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

第百八十条の三 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、その補助機関である職員を、当該執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員と兼ねさせ、若しくは当該執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に充て、又は当該執行機関の事務に従事させることができる。

第三節 委員会及び委員

第一款 通則

第百八十条の七 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区若しくは総合区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。

第二款 教育委員会

第百八十条の八 教育委員会は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に

関する事務を管理し及びこれを執行する。

第八章 給与その他の給付

第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員(短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。)に対し、報酬を支給しなければならない。

② 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

③ 第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

④ 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当又は勤勉手当を支給することができる。

⑤ 報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第十章 公の施設

(公の施設)

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。

2 普通地方公共団体(次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の

施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
 - 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
 - 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
 - 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
 - 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
 - 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
 - 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
 - 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
 - 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。（公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用）
- 第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。
- 2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の

施設を自己の住民の利用に供させることができる。

- 3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。（公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求）
- 第二百四十四条の四 普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。
- 2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
 - 3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
 - 4 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

教育公務員特例法第2条

公	布	:	昭和	24年	1月	12日
改	正	:	令和	4年	6月	17日
施	行	:	令和	7年	6月	1日

（定義）

- 第二条 この法律において「教育公務員」とは、地方公務員のうち、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。以下同じ。）であつて地方公共団体が設置するもの（以下「公立学校」という。）の学長、校長（園長を含む。以下同じ。）、教員及び部局長並びに教育委員会の専門的教育職員をいう。
- 2 この法律において「教員」とは、公立学校の教授、准教授、助教、副校長（副園長を含む。以下同じ。）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師をいう。
 - 3 この法律で「部局長」とは、大学（公立学校で

あるものに限る。第二十二條の六第三項、第二十二條の七第二項第二号及び第二十六條第一項を除き、以下同じ。)の副学長、学部長その他政令で指定する部局の長をいう。

- 4 この法律で「評議会」とは、大学に置かれる会議であつて当該大学を設置する地方公共団体の定めるところにより学長、学部長その他の者で構成するものをいう。
- 5 この法律で「専門的教育職員」とは、指導主事及び社会教育主事をいう。

地方公務員法第3条

公	布	:	昭	和	25	年	12	月	13	日
改	正	:	令	和	6	年	12	月	25	日
施	行	:	令	和	7	年	6	月	1	日

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

第三条 地方公務員(地方公共団体及び特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の全ての公務員をいう。以下同じ。)の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

一 の二 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

二 の二 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの

三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職(専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限る。)

三 の二 投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、審査分会長、国民投票分会長、投票立会人、開票立会人、選挙立会人、審査分会立会

人、国民投票分会立会人その他総務省令で定める者の職

四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

五 非常勤の消防団員及び水防団員の職

六 特定地方独立行政法人の役員

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄)

公	布	:	昭	和	31	年	6	月	30	日
改	正	:	令	和	5	年	5	月	8	日
施	行	:	令	和	7	年	6	月	1	日

第一章 総則

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目的とする。

(基本理念)

第一条の二 地方公共団体における教育行政は、教育基本法(平成十八年法律第二十号)の趣旨にのっとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

(総合教育会議)

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
 - 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
- 一 地方公共団体の長
 - 二 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

第二章 教育委員会の設置及び組織

第一節 教育委員会の設置、教育長及び委員並びに会議

(教育長)

- 第十三条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。
- 2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

(会議)

- 第十四条 教育委員会の会議は、教育長が招集する。
- 2 教育長は、委員の定数の三分の一以上の委員から会議に付議すべき事件を示して会議の招集を請求された場合には、遅滞なく、これを招集しなければならない。
- 3 教育委員会は、教育長及び在任委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第六項の規定による除斥のため過半数に達しないとき、又は同一の事件につき再度招集しても、なお過半数に達しないときは、

この限りでない。

- 4 教育委員会の会議の議事は、第七項ただし書の発議に係るものを除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、教育長の決するところによる。
- 5 教育長に事故があり、又は教育長が欠けた場合の前項の規定の適用については、前条第二項の規定により教育長の職務を行う者は、教育長とみなす。
- 6 教育委員会の教育長及び委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。
- 7 教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。
- 8 前項ただし書の教育長又は委員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。
- 9 教育長は、教育委員会の会議の終了後、遅滞なく、教育委員会規則で定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

第二節 事務局

(事務局)

第十七条 教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、教育委員会に事務局を置く。

- 2 教育委員会の事務局の内部組織は、教育委員会規則で定める。

(指導主事その他の職員)

第十八条 都道府県に置かれる教育委員会(以下「都道府県委員会」という。)の事務局に、指導主事、事務職員及び技術職員を置くほか、所要の職員を置く。

- 2 市町村に置かれる教育委員会(以下「市町村委員会」という。)の事務局に、前項の規定に準じて指導主事その他の職員を置く。

3 指導主事は、上司の命を受け、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)をいう。以下同じ。)における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。

- 4 指導主事は、教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に

関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない。指導主事は、大学以外の公立学校(地方公共団体が設置する学校をいう。以下同じ。)の教員(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二条第二項に規定する教員をいう。以下同じ。)をもつて充てることができる。

- 5 事務職員は、上司の命を受け、事務に従事する。
- 6 技術職員は、上司の命を受け、技術に従事する。
- 7 第一項及び第二項の職員は、教育委員会が任命する。
- 8 教育委員会は、事務局の職員のうち所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定するものとする。
- 9 前各項に定めるもののほか、教育委員会の事務局に置かれる職員に関し必要な事項は、政令で定める。

(事務局職員の定数)

第十九条 前条第一項及び第二項に規定する事務局の職員の定数は、当該地方公共団体の条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

(事務局職員の身分取扱い)

第二十条 第十八条第一項及び第二項に規定する事務局の職員の任免、人事評価、給与、懲戒、服務、退職管理その他の身分取扱いに関する事項は、この法律及び教育公務員特例法に特別の定めがあるものを除き、地方公務員法の定めるところによる。

第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限

(教育委員会の職務権限)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整

備に関すること。

- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

(長の職務権限)

第二十二条 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

- 一 大学に関すること。
- 二 幼保連携型認定こども園に関すること。
- 三 私立学校に関すること。
- 四 教育財産を取得し、及び処分すること。
- 五 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。
- 六 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること。

(職務権限の特例)

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの(以下「特定社会教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること(第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。)
- 二 スポーツに関すること(学校における体育に関するものを除く。)
- 三 文化に関すること(次号に掲げるものを除く。)

四 文化財の保護に関すること。

- 2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(事務処理の法令準拠)

第二十四条 教育委員会及び地方公共団体の長は、それぞれ前三条の事務を管理し、及び執行するに当たっては、法令、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則及び規程に基づかなければならない。

(事務の委任等)

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

- 3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

- 4 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員(以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。)に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当

たつては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(幼保連携型認定こども園に関する意見聴取)

第二十七条 地方公共団体の長は、当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務のうち、幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定その他の当該地方公共団体の教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものの実施に当たっては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。

- 2 地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(幼保連携型認定こども園に関する意見の陳述)

第二十七条の二 教育委員会は、当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務の管理及び執行について、その職務に関して必要と認めるときは、当該地方公共団体の長に対し、意見を述べることができる。

(幼保連携型認定こども園に関する資料の提供等)

第二十七条の三 教育委員会は、前二条の規定による権限を行うため必要があるときは、当該地方公共団体の長に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

(幼保連携型認定こども園に関する事務に係る教育委員会の助言又は援助)

第二十七条の四 地方公共団体の長は、第二十二条第二号に掲げる幼保連携型認定こども園に関する事務を管理し、及び執行するに当たり、必要と認めるときは、当該地方公共団体の教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

(私立学校に関する事務に係る都道府県委員会の助言又は援助)

第二十七条の五 都道府県知事は、第二十二条第三号に掲げる私立学校に関する事務を管理し、及び執行するに当たり、必要と認めるときは、当該都道府県委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

(教育財産の管理等)

第二十八条 教育財産は、地方公共団体の長の総括の下に、教育委員会が管理するものとする。

- 2 地方公共団体の長は、教育委員会の申出をまつて、教育財産の取得を行うものとする。

- 3 地方公共団体の長は、教育財産を取得したときは、すみやかに教育委員会に引き継がなければならない。

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算の

うち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

第四章 教育機関

第一節 通則

(教育機関の設置)

第三十条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

(教育機関の職員)

第三十一条 前条に規定する学校に、法律で定めるところにより、学長、校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

2 前条に規定する学校以外の教育機関に、法律又は条例で定めるところにより、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

3 前二項に規定する職員の定数は、この法律に特別の定がある場合を除き、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

(教育機関の所管)

第三十二条 学校その他の教育機関のうち、大学及び幼保連携型認定こども園は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。ただし、特定社会教育機関並びに第二十三条第一項第二号から第四号までに掲げる事務のうち同項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が管理し、及び執行することとされたもののみに係る教育機関は、地方公共団体の長が所管する。

(学校等の管理)

第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

2 前項の場合において、教育委員会は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定めを設けるものとする。

3 第二十三条第一項の条例の定めるところにより同項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行する

こととされた地方公共団体の長は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、特定社会教育機関の施設、設備、組織編制その他の管理運営の基本的事項について、必要な地方公共団体の規則を定めるものとする。この場合において、当該規則で定めようとする事項については、当該地方公共団体の長は、あらかじめ当該地方公共団体の教育委員会に協議しなければならない。

(教育機関の職員の任命)

第三十四条 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の職員は、この法律に特別の定がある場合を除き、教育委員会が任命する。

(職員の身分取扱い)

第三十五条 第三十一条第一項又は第二項に規定する職員の任免、人事評価、給与、懲戒、服務、退職管理その他の身分取扱いに関する事項は、この法律及び他の法律に特別の定めがある場合を除き、地方公務員法の定めるところによる。

(所属職員の進退に関する意見の申出)

第三十六条 学校その他の教育機関の長は、この法律及び教育公務員特例法に特別の定がある場合を除き、その所属の職員の任免その他の進退に関する意見を任命権者に対して申し出ることができる。この場合において、大学附置の学校の校長にあつては、学長を経由するものとする。

第四節 学校運営協議会

第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

一 対象学校(当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。)の所在する地域の住民

二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者

三 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

四 その他当該教育委員会が必要と認める者

3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

- 4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
- 5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めるものとする。
- 6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
- 7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員(第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。)であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
- 8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
- 9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 10 学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

第五章 文部科学大臣及び教育委員会相互間の関係等

(文部科学大臣又は都道府県委員会の指導、助言及び援助)

- 第四十八条 地方自治法第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県委員会は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。
- 2 前項の指導、助言又は援助を例示すると、おおむね次のとおりである。
 - 一 学校その他の教育機関の設置及び管理並びに

整備に関し、指導及び助言を与えること。

- 二 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱いその他学校運営に関し、指導及び助言を与えること。
 - 三 学校における保健及び安全並びに学校給食に関し、指導及び助言を与えること。
 - 四 教育委員会の委員及び校長、教員その他の教育関係職員の研究集会、講習会その他研修に関し、指導及び助言を与え、又はこれらを主催すること。
 - 五 生徒及び児童の就学に関する事務に関し、指導及び助言を与えること。
 - 六 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育の振興並びに芸術の普及及び向上に関し、指導及び助言を与えること。
 - 七 スポーツの振興に関し、指導及び助言を与えること。
 - 八 指導主事、社会教育主事その他の職員を派遣すること。
 - 九 教育及び教育行政に関する資料、手引書等を作成し、利用に供すること。
 - 十 教育に係る調査及び統計並びに広報及び教育行政に関する相談に関し、指導及び助言を与えること。
 - 十一 教育委員会の組織及び運営に関し、指導及び助言を与えること。
- 3 文部科学大臣は、都道府県委員会に対し、第一項の規定による市町村に対する指導、助言又は援助に関し、必要な指示をすることができる。
 - 4 地方自治法第二百四十五条の四第三項の規定によるほか、都道府県知事又は都道府県委員会は文部科学大臣に対し、市町村長又は市町村委員会は文部科学大臣又は都道府県委員会に対し、教育に関する事務の処理について必要な指導、助言又は援助を求めることができる。

(是正の要求の方式)

第四十九条 文部科学大臣は、都道府県委員会又は市町村委員会の教育に関する事務の管理及び執行が法令の規定に違反するものがある場合又は当該事務の管理及び執行を怠るものがある場合において、児童、生徒等の教育を受ける機会が妨げられていることその他の教育を受ける権利が侵害されていることが明らかであるとして地方自治法第二百四十五条の五第一項若しくは第四項の規定による求め又は同条第二項の指示を行うときは、当該教育委員会が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。

(文部科学大臣の指示)

第五十条 文部科学大臣は、都道府県委員会又は市町村委員会の教育に関する事務の管理及び執行が

法令の規定に違反するものがある場合又は当該事務の管理及び執行を怠るものがある場合において、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれ、その被害の拡大又は発生を防止するため、緊急の必要があるときは、当該教育委員会に対し、当該違反を是正し、又は当該怠る事務の管理及び執行を改めるべきことを指示することができる。ただし、他の措置によつては、その是正を図ることが困難である場合に限る。

(文部科学大臣の通知)

第五十条の二 文部科学大臣は、第四十九条に規定する求め若しくは指示又は前条の規定による指示を行つたときは、遅滞なく、当該地方公共団体(第四十九条に規定する指示を行つたときにあつては、当該指示に係る市町村)の長及び議会に対して、その旨を通知するものとする。

(文部科学大臣及び教育委員会相互間の関係)

第五十一条 文部科学大臣は都道府県委員会又は市町村委員会相互の間の、都道府県委員会は市町村委員会相互の間の連絡調整を図り、並びに教育委員会は、相互の間の連絡を密にし、及び文部科学大臣又は他の教育委員会と協力し、教職員の適正な配置と円滑な交流及び教職員の勤務能率の増進を図り、もつてそれぞれその所掌する教育に関する事務の適正な執行と管理に努めなければならない。

第五十二条 削除
(調査)

第五十三条 文部科学大臣又は都道府県委員会は、第四十八条第一項及び第五十一条の規定による権限を行うため必要があるときは、地方公共団体の長又は教育委員会が管理し、及び執行する教育に関する事務について、必要な調査を行うことができる。

2 文部科学大臣は、前項の調査に関し、都道府県委員会に対し、市町村長又は市町村委員会が管理し、及び執行する教育に関する事務について、その特に指定する事項の調査を行うよう指示をすることができる。

(資料及び報告)

第五十四条 教育行政機関は、的確な調査、統計その他の資料に基いて、その所掌する事務の適切かつ合理的な処理に努めなければならない。

2 文部科学大臣は地方公共団体の長又は教育委員会に対し、都道府県委員会は市町村長又は市町村委員会に対し、それぞれ都道府県又は市町村の区域内の教育に関する事務に関し、必要な調査、統計その他の資料又は報告の提出を求めることができる。

(幼保連携型認定こども園に係る事務の処理に関す

る指導、助言及び援助等)

第五十四条の二 地方公共団体の長が管理し、及び執行する当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務に係る第四十八条から第五十条の二まで、第五十三条及び前条第二項の規定の適用については、これらの規定(第四十八条第四項を除く。)中「都道府県委員会」とあるのは「都道府県知事」と、第四十八条第四項中「都道府県委員会に」とあるのは「都道府県知事に」と、第四十九条及び第五十条中「市町村委員会」とあるのは「市町村長」と、「当該教育委員会」とあるのは「当該地方公共団体の長」と、第五十条の二中「長及び議会」とあるのは「議会」と、第五十三条第一項中「第四十八条第一項及び第五十一条」とあるのは「第四十八条第一項」と、「地方公共団体の長又は教育委員会」とあるのは「地方公共団体の長」と、同条第二項中「市町村長又は市町村委員会」とあるのは「市町村長」と、前条第二項中「地方公共団体の長又は教育委員会」とあるのは「地方公共団体の長」と、「市町村長又は市町村委員会」とあるのは「市町村長」とする。

(職務権限の特例に係る事務の処理に関する指導、助言及び援助等)

第五十四条の三 第二十三条第一項の条例の定めるところにより都道府県知事が管理し、及び執行する事務に係る第四十八条、第五十三条及び第五十四条第二項の規定の適用については、これらの規定(第四十八条第四項を除く。)中「都道府県委員会」とあるのは「都道府県知事」と、第四十八条第四項中「都道府県委員会に」とあるのは「都道府県知事に」と、第五十三条第一項中「第四十八条第一項及び第五十一条」とあるのは「第四十八条第一項」とする。

(条例による事務処理の特例)

第五十五条 都道府県は、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の教育委員会が管理し及び執行するものとする。

2 前項の条例を制定し又は改廃する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該都道府県委員会の権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村の長に協議しなければならない。

3 市町村長は、前項の規定による協議を受けたときは、当該市町村委員会に通知するとともに、その意見を踏まえて当該協議に応じなければならない。ただし、第二十三条第一項の条例の定めるところにより、当該市町村委員会が、当該市町村が処理し又は処理することとする事務の全てを管理

し、及び執行しない場合は、この限りでない。

- 4 都道府県の議会は、第一項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該都道府県委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 第一項の規定により都道府県委員会の権限に属する事務(都道府県の教育委員会規則に基づくものに限る。)の一部を市町村が処理し又は処理することとする場合であつて、同項の条例の定めるところにより教育委員会規則に委任して当該事務の範囲を定める場合には、都道府県委員会は、当該教育委員会規則を制定し又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該事務を処理し又は処理することとなる市町村委員会に協議しなければならない。この場合において、当該事務が第二十三条第一項の条例の定めるところにより当該市町村の長が処理し又は処理することとなるものであるときは、当該協議を受けた市町村委員会は、当該市町村長に通知するとともに、その意見を踏まえて当該協議に応じなければならない。
- 6 市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、第一項の規定により当該都道府県委員会の権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができる。
- 7 前項の規定による要請があつたときは、都道府県知事は、速やかに、当該都道府県委員会に通知するとともに、その意見を踏まえて当該市町村の長と協議しなければならない。
- 8 市町村の議会は、第六項の議決をする前に、当該市町村委員会の意見を聴かなければならない。ただし、第二十三条第一項の条例の定めるところにより、当該市町村委員会が、第六項の要請に係る事務の全てを管理し、及び執行しない場合は、この限りでない。
- 9 地方自治法第二百五十二条の十七の三並びに第二百五十二条の十七の四第一項及び第三項から第七項までの規定は、第一項の条例の定めるところにより、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県教育委員会」と、「市町村長」とあるのは「市町村教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところにより当該市町村の長が管理し、及び執行する事務については、市町村長)」と読み替えるものとする。
- 10 第二十三条第一項の条例の定めるところにより都道府県知事が管理し、及び執行する事務については、当該事務を都道府県委員会が管理し、及び執行する事務とみなして、第一項から第三項ま

で及び第六項から前項までの規定を適用する。この場合において、第七項中「速やかに、当該都道府県委員会に通知するとともに、その意見を踏まえて」とあるのは「速やかに、」と、前項中「これらの規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県教育委員会」と、とあるのは「同条第四項中」とする。

(市町村の教育行政の体制の整備及び充実)

第五十五条の二 市町村は、近隣の市町村と協力して地域における教育の振興を図るため、地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定による教育委員会の共同設置その他の連携を進め、地域における教育行政の体制の整備及び充実に努めるものとする。

- 2 文部科学大臣及び都道府県委員会は、市町村の教育行政の体制の整備及び充実に資するため、必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならない。

子どもの読書活動の推進に関する法律

公 布	:	平成 13 年 12 月 12 日
施 行	:	平成 13 年 12 月 12 日

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国

との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計

画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

社会教育主事講習等規程

公 布	:	昭和 26 年 6 月 21 日
改 正	:	令和 4 年 9 月 30 日
施 行	:	令和 4 年 10 月 1 日

第一章 社会教育主事の講習

(趣旨)

第一条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号。以下「法」という。)第九条の五に規定する社会教育主事の講習(この章中以下「講習」という。)については、この章の定めるところによる。

(講習の受講資格者)

第二条 講習を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第十七号。以下「改正法」という。)附則第二項の規定に該当する者

二 教育職員の普通免許状を有する者

三 二年以上法第九条の四第一号イ及びロに規定する職にあつた者又は同号ハに規定する業務に従事した者

四 四年以上法第九条の四第二号に規定する職にあつた者

五 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同以上の資格を有すると認めた者

(受講申込)

第二条の二 講習を受講しようとする者は、講習を実施する大学その他の教育機関に申込書を提出しなければならない。

(科目の単位)

第三条 社会教育主事となる資格を得ようとする者は、講習において次の表に掲げるすべての科目の単位を修得しなければならない。

科目	単位数
生涯学習概論	二
生涯学習支援論	二
社会教育経営論	二
社会教育演習	二

第四条及び第五条 削除

(単位の計算方法)

第六条 講習における単位の計算方法は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十一条第二項及び大学通信教育設置基準(昭和五十六年文部省令第三十三号)第五条第一項に定める基準によるものとする。

(単位修得の認定)

第七条 単位修得の認定は、講習を行う大学その他の教育機関が試験、論文、報告書その他による成績審査に合格した受講者に対して行う。

2 講習を行う大学その他の教育機関は、受講者がすでに大学において第三条の規定により受講者が修得すべき科目に相当する科目の単位を修得している場合には、その単位修得をもつて同条の規定により受講者が修得すべき科目の単位を修得したものと認定することができる。

3 講習を行う大学その他の教育機関は、受講者が、文部科学大臣が別に定める学修で、第三条に規定する科目の履修に相当するものを行つている場合には、当該学修を当該科目の履修とみなし、当該科目の単位の認定をすることができる。

(修了証書の授与)

第八条 講習を行う大学その他の教育機関の長は、第三条の規定により八単位以上の単位を修得した者に対して、講習の修了証書を与えるものとする。

2 講習を行う大学その他の教育機関の長は、前項の規定により修了証書を与えたときは、修了者の氏名等を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士(講習)と称することができる。

(講習の委嘱)

第八条の二 法第九条の五第一項の規定により文部科学大臣が大学その他の教育機関に講習を委嘱する場合には、その職員組織、施設及び設備の状況並びに受講者に係る地域の状況等を勘案し、講習を委嘱するのに適当と認められるものについて、講習の科目、期間その他必要な事項を指定して行うものとする。

(実施細目)

第九条 受講者の人数、選定の方法並びに講習を行う大学その他の教育機関、講習の期間その他講習実施の細目については、毎年インターネットの利用その他の適切な方法により公示する。

第二章 準ずる学校

第十条 改正法附則第二項の規定において、文部科学省令で定めるべきものとされている学校は、次の各号に掲げるものとする。

一 大正七年文部省令第三号第二条第二号により指定した学校

二 旧臨時教員養成所官制(明治三十五年勅令第百号)の規定による臨時教員養成所

三 その他文部科学大臣が短期大学と同程度以上と認めた学校

第三章 社会教育に関する科目の単位

第十一条 法第九条の四第三号の規定により大学において修得すべき社会教育主事の養成に係る社会教育に関する科目の単位は、次の表に掲げるものとする。

科目	単位数
生涯学習概論	四
生涯学習支援論	四
社会教育経営論	四
社会教育特講	八
社会教育実習	一
社会教育演習、社会教育実習又は社会教育課題研究のうち一以上の科目	三

2 前項の規定により修得すべき科目の単位のうち、すでに大学において修得した科目の単位は、これをもつて、前項の規定により修得すべき科目の単位に替えることができる。

3 第一項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士(養成課程)と称することができる。

公民館の設置及び運営に関する基準

公 布	: 昭和 34 年 12 月 28 日
全部改正	: 平成 15 年 6 月 6 日
施 行	: 平成 15 年 6 月 6 日

(趣旨)

第一条 この基準は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十三条の二第一項の規定に基づく公民館の設置及び運営上必要な基準であり、公民館の健全な発達を図ることを目的とする。

2 公民館及びその設置者は、この基準に基づき、

公民館の水準の維持及び向上に努めるものとする。
(対象区域)

第二条 公民館を設置する市(特別区を含む。以下同じ。)町村は、公民館活動の効果を高めるため、人口密度、地形、交通条件、日常生活圏、社会教育関係団体の活動状況等を勘案して、当該市町村の区域内において、公民館の事業の主たる対象となる区域(第六条第二項において「対象区域」という。)を定めるものとする。

(地域の学習拠点としての機能の発揮)

第三条 公民館は、講座の開設、講習会の開催等を自ら行うとともに、必要に応じて学校、社会教育施設、社会教育関係団体、NPO(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。)その他の民間団体、関係行政機関等と共同してこれらを行う等の方法により、多様な学習機会の提供に努めるものとする。

2 公民館は、地域住民の学習活動に資するよう、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの活用等の方法により、学習情報の提供の充実に努めるものとする。

(地域の家庭教育支援拠点としての機能の発揮)

第四条 公民館は、家庭教育に関する学習機会及び学習情報の提供、相談及び助言の実施、交流機会の提供等の方法により、家庭教育への支援の充実に努めるものとする。

(奉仕活動・体験活動の推進)

第五条 公民館は、ボランティアの養成のための研修会を開催する等の方法により、奉仕活動・体験活動に関する学習機会及び学習情報の提供の充実に努めるものとする。

(学校、家庭及び地域社会との連携等)

第六条 公民館は、事業を実施するに当たっては、関係機関及び関係団体との緊密な連絡、協力等の方法により、学校、家庭及び地域社会との連携の推進に努めるものとする。

2 公民館は、その対象区域内に公民館に類似する施設がある場合には、必要な協力及び支援に努めるものとする。

3 公民館は、その実施する事業への青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の参加を促進するよう努めるものとする。

4 公民館は、その実施する事業において、地域住民等の学習の成果並びに知識及び技能を生かすことができるよう努めるものとする。

(地域の実情を踏まえた運営)

第七条 公民館の設置者は、社会教育法第二十九条第一項に規定する公民館運営審議会を置く等の方法により、地域の実情に応じ、地域住民の意向を適切に反映した公民館の運営がなされるよう努め

るものとする。

2 公民館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、地域の実情を勘案し、夜間開館の実施等の方法により、地域住民の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

(職員)

第八条 公民館に館長を置き、公民館の規模及び活動状況に応じて主事その他必要な職員を置くよう努めるものとする。

2 公民館の館長及び主事には、社会教育に関する識見と経験を有し、かつ公民館の事業に関する専門的な知識及び技術を有する者をもって充てるよう努めるものとする。

3 公民館の設置者は、館長、主事その他職員の資質及び能力の向上を図るため、研修の機会の充実に努めるものとする。

(施設及び設備)

第九条 公民館は、その目的を達成するため、地域の実情に応じて、必要な施設及び設備を備えるものとする。

2 公民館は、青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の利用の促進を図るため必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。

(事業の自己評価等)

第十条 公民館は、事業の水準の向上を図り、当該公民館の目的を達成するため、各年度の事業の状況について、公民館運営審議会等の協力を得つつ、自ら点検及び評価を行い、その結果を地域住民に対して公表するよう努めるものとする。

図書館の設置及び運営上の望ましい

基準(抄)

公 布	:	平成 13 年 7 月 18 日
全部改正	:	平成 24 年 12 月 19 日
施 行	:	平成 24 年 12 月 19 日

第一 総則

一 趣旨

① この基準は、図書館法(昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。)第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。

② 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

二 設置の基本

① 市(特別区を含む。以下同じ。)町村は、住民

に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。

- ② 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。
- ③ 公立図書館（法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

三 運営の基本

- ① 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。
- ③ 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。
- ④ 私立図書館（法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。）は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。
- ⑤ 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他

の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

四 連携・協力

- ① 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。
- ② 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

六 危機管理

- ① 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。
- ② 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

（一）基本的運営方針及び事業計画

- ① 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を

策定し、公表するよう努めるものとする。

- ③ 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(二) 運営の状況に関する点検及び評価等

- ① 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の②の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。
- ② 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会(法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。)の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- ④ 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク(以下「インターネット等」という。)をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

(三) 広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(四) 開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

る。

(五) 図書館協議会

- ① 市町村教育委員会(法第八条に規定する特定地方公共団体である市町村の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館にあっては、当該市町村の長。以下同じ。)は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。
- ② 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(六) 施設・設備

- ① 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

(一) 図書館資料の収集等

- ① 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

(二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配

慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

(一)貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

(二)情報サービス

① 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。

② 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実に努めるものとする。

③ 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

(三)地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供

イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供

ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

(四)利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象と

した講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携

イ (高齢者に対するサービス) 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

ウ (障害者に対するサービス) 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

エ (乳幼児とその保護者に対するサービス) 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施

オ (外国人等に対するサービス) 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供
カ (図書館への来館が困難な者に対するサービス) 宅配サービスの実施

(五)多様な学習機会の提供

① 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。

② 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

(六)ボランティア活動等の促進

① 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実にも資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。

② 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4 職員

(一)職員の配置等

- ① 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。
- ② 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の②に規定する関係機関等との計画的な人事交流(複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。)に努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。
- ④ 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得よう努めるものとする。

(二)職員の研修

- ① 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。
- ② 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

二 都道府県立図書館

1 域内の図書館への支援

- ① 都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。
 - ア 資料の紹介、提供に関すること
 - イ 情報サービスに関すること
 - ウ 図書館資料の保存に関すること
 - エ 郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること
 - オ 図書館の職員の研修に関すること
 - カ その他図書館運営に関すること
- ② 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との

間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。

- ③ 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため、当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

2 施設・設備

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の1の(六)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

ア 研修

イ 調査研究

ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

3 調査研究

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究に努めるものとする。その際、特に、図書館に対する利用者及び住民の要望、図書館運営にかかわる地域の諸条件、利用者及び住民の利用促進に向けた新たなサービス等に関する調査研究に努めるものとする。

4 図書館資料

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の2に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

ア 市町村立図書館等の要求に十分にこたえるための資料の整備

イ 高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録・索引等の整備及び配布

5 職員

- ① 都道府県教育委員会(法第八条に規定する特定地方公共団体である都道府県の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館にあっては、当該都道府県の長。)は、都道府県立図書館において第二の二の6により準用する第二の一の4の(一)に定める職員のほか、第二の二の1、3及び4に掲げる機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。
- ② 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館の職員の資質・能力の向上を図るため、それらの職員を対象に、必要な研修を行うよう努めるものとする。

6 準用

第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

第三 私立図書館

一 管理運営

1 運営の状況に関する点検及び評価等

① 私立図書館は、その運営が適切に行われるよう、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定した上で、その目標の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

② 私立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館の事業に関して学識経験のある者、当該図書館の利用者その他の関係者・第三者による評価を行うことが望ましい。

③ 私立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

④ 私立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、積極的に公表するよう努めるものとする。

2 広報活動及び情報公開

私立図書館は、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開を行うことが望ましい。

3 開館日時

私立図書館は、開館日・開館時間の設定に当たっては、多様な利用者に配慮することが望ましい。

4 施設・設備

私立図書館は、その設置の目的に基づく図書館サービスの水準を達成するため、多様な利用者に配慮しつつ、必要な施設・設備を確保することが望ましい。

二 図書館資料

私立図書館は、当該図書館が対象とする専門分野に応じて、図書館資料を計画的かつ継続的に収集・組織化・保存し、利用に供することが望ましい。

三 図書館サービス

私立図書館は、当該図書館における資料及び情報の整備状況、多様な利用者の要望等に配慮して、閲覧・貸出・レファレンスサービス等のサービスを適切に提供することが望ましい。

四 職員

① 私立図書館には、専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補その他職員を置くことが望ましい。

② 私立図書館は、その職員の資質・能力の向上を図るため、当該職員に対する研修の機会を確保することが望ましい。

静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例

備に関する条例

公	布	:	昭和	36年	10月	4日
改	正	:	令和	6年	10月	25日
施	行	:	令和	7年	6月	1日

(目的)

第1条 この条例は、青少年の健全な育成を図るため、良好な環境を整備することを目的とする。

(適用上の注意)

第2条 この条例を適用するに当たっては、県民の権利及び自由を不当に制限しないよう留意しなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 満18歳に達するまでの者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、後見人その他の者で、青少年を現に監護するものをいう。
- (3) 興行 映画、演劇、音楽、演芸、紙芝居、見せ物その他これらに類するものを公衆に見せ、又は聴かせることをいう。
- (4) 図書類 書籍、雑誌その他の刊行物、絵画、写真、映写用の映画フィルム及びスライドフィルム並びにビデオディスク、録画テープ、録音盤、録音テープ、フロッピーディスク、シー・ディー・ロム、ディー・ブイ・ディーその他の電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。)による記録に係る記録媒体をいう。
- (5) 自動販売機 物品の販売に従事する者と客とが直接対面することなく、当該販売をすることができる機器(電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して販売をすることができるものを含む。)をいう。
- (6) 自動貸出機 物品の貸付けに従事する者と客とが直接対面することなく、当該貸付けをすることができる機器(電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して貸付けをすることができるものを含む。)をいう。
- (7) 玩具類等 玩具類及び刃物その他の器具類

(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和 33 年法律第 6 号)第 2 条第 1 項に規定する銃砲、同条第 2 項に規定する刀剣類及び同法第 3 条第 1 項に規定するクロスボウを除く。)をいう。

(8) 広告物 屋外又は屋内で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されるもの並びにこれらに類するものをいう。

(9) テレホンクラブ等営業 店舗型電話異性紹介営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 9 項に規定する店舗型電話異性紹介営業をいう。)及び無店舗型電話異性紹介営業(同条第 10 項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。以下同じ。)をいう。

(10) 利用カード テレホンクラブ等営業を営む者の提供する役務を利用するために必要な電話番号、会員番号、暗証番号等の情報が記載されているカードその他の物品であつて、提供される役務の数量に応ずる対価を得て発行されるものをいう。

(県民の責務)

第 4 条 すべて県民は、青少年の健全な育成を図るため、常に良好な環境を整備するように努め、これを阻害するおそれのある環境から青少年を保護しなければならない。

(保護者の役割)

第 5 条 保護者は、その監護する青少年を正しくあたたかい環境で心身ともに健やかに育成するよう努めなければならない。

(県の任務)

第 6 条 県は、青少年のための施設の整備を図る等青少年の健全な育成のための施策を行うものとする。

2 県は、青少年の健全な育成のための事業を行う市町及び団体に対し、必要な援助をするよう努めるものとする。

(市町の協力)

第 6 条の 2 市町は、県が行う青少年の健全な育成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(優良興行及び優良図書類の推奨)

第 7 条 知事は、興行又は図書類の内容が青少年の健全な育成のために特に有益であると認めるときは、これを推奨することができる。

2 知事は、前項の規定による推奨をしたときは、その旨を県の公報で公示しなければならない。

(優良環境の推奨)

第 8 条 知事は、自然環境又は社会環境で青少年の健全な育成のために特に有益なものであると認めるときは、これを推奨することができる。

2 前項の場合には、前条第 2 項の規定を準用する。
(有害興行を行う興行場への入場の制限及び有害図書類の販売等の禁止)

第 9 条 知事は、興行又は図書類の内容が著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残虐性を助長し、著しく犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長し、又は著しく道義心を傷つけるため、これを青少年に観覧させ、又は閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該興行又は図書類を有害な興行又は有害な図書類として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をするときは、その旨及び理由を県の公報で公示しなければならない。ただし、緊急を要するときは、当該興行を行う興行場を経営する者若しくは当該興行を主催する者又は当該図書類の販売若しくは貸付けを業とする者に通知することによつて公示に代えることができる。

3 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による公示又は通知によつてその効力を生ずる。

4 第 1 項の規定にかかわらず、興行を製作し、又は主催する者で構成する団体で知事の指定を受けたものが審査し、青少年の観覧を不適当と認めたものであつて、当該団体が定める方法によりその旨が表示されているものは、有害な興行とする。

5 第 1 項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、有害な図書類とする。

(1) 書籍又は雑誌であつて、別表に掲げる姿態若しくは行為を、被写体とした写真(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。以下同じ。)若しくはその複製物又は描写した絵を掲載するページ(表紙を含む。以下この号において同じ。)の数が、20 ページ以上であるもの又は当該書籍若しくは雑誌のページの総数(第 10 項又は第 10 条の 7 第 1 項若しくは第 2 項の規定による規制を免れる目的で、既に発行されている書籍又は雑誌に他の印刷物又は白紙を合わせて編てつしていると認められる場合は、当該印刷物又は白紙のページの数を除くものとする。)の 5 分の 1 以上を占めるもの

(2) ビデオディスク、録画テープ、ディー・ヴィ・ディーその他の電磁的方法による記録に係る記録媒体であつて、別表に掲げる姿態又は行為の場面の描写(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。)の時間が合わせて 3 分間を超えるもの

(3) 図書類の製作又は販売を行う者で構成する団体で知事の指定を受けたものが審査し、青少年の閲覧、視聴又は聴取を不適当と認めたものであつて、当該団体が定める方法によりその旨

が表示されているもの

- 6 知事は、第4項又は前項第3号の指定をするときは、当該団体の名称及び当該団体が青少年の観覧又は閲覧、視聴若しくは聴取を不適当と認めた興行又は図書類を表示する方法を県の公報で公示しなければならない。
 - 7 第4項又は第5項第3号の指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
 - 8 興行場を営業者又は興行を主催する者(以下「興行場営業者等」という。)は、第1項の規定により指定された有害な興行又は第4項に規定する有害な興行(以下これらを「有害興行」という。)を行つている場所に青少年を入場させてはならない。
 - 9 興行場営業者等は、有害興行を行うときは、規則で定めるところにより、入場しようとする者が見やすい箇所に有害興行である旨及び青少年の入場を禁ずる旨を掲示しなければならない。
 - 10 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、第1項の規定により指定された有害な図書類又は第5項に規定する有害な図書類(以下これらを「有害図書類」という。)を青少年に販売し、頒布し、若しくは貸し付け、又は閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させてはならない。
 - 11 何人も、青少年に対し、有害興行又は有害図書類を観覧させ、又は閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させてはならない。
(有害図書類の陳列場所の区分等)
- 第9条の2 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類を陳列するときは、規則で定めるところにより、当該有害図書類を他の図書類と区分し、店内の容易に監視することができる場所に置かなければならない。
- 2 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類の陳列場所に、当該有害図書類を青少年が購入し、若しくは借り受け、又は閲覧し、視聴し、若しくは聴取することができない旨の掲示をしなければならない。
 - 3 前2項の規定は、次に掲げる場所(以下「青少年入場禁止場所」という。)において図書類の販売又は貸付けを行う場合は、適用しない。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業(同項第5号の営業を除く。)に係る営業所
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業に係る営業所
 - (3) テレホンクラブ等営業(無店舗型電話異性紹介営業を除く。)に係る営業所
 - (4) 有害興行を行つている場所
 - 4 知事は、第1項又は第2項の規定に違反している

者に対し、有害図書類の陳列場所を変更し、若しくは陳列方法を改善し、又は同項の掲示をすべきことを勧告することができる。

- 5 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(不健全図書類の販売等の自主規制)

第9条の3 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類(有害図書類を除く。以下「不健全図書類」という。)を青少年に販売し、頒布し、若しくは貸し付け、又は閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させないよう努めなければならない。

- 2 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、不健全図書類を陳列するときは、当該不健全図書類を他の図書類(有害図書類を除く。)と区分し、店内の容易に監視することができる場所に置くよう努めなければならない。
- 3 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、前2項に規定する措置をとつたときは、不健全図書類の陳列場所に、当該不健全図書類を青少年が購入し、若しくは借り受け、又は閲覧し、視聴し、若しくは聴取することができない旨の掲示をするよう努めなければならない。

(有害がん具類等の販売等の禁止)

第10条 知事は、がん具類等の構造及び機能が著しく性的感情を刺激し、又は人体若しくは財産に危害を及ぼすおそれがあるため、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該がん具類等を有害ながん具類等として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定による指定をするときは、その旨及び理由を県の公報で公示しなければならない。
- 3 第1項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
- 4 がん具類等の販売又は貸付けを業とする者は、第1項の規定により指定された有害ながん具類等(以下「有害がん具類等」という。)を青少年に販売し、又は貸し付けてはならない。
- 5 何人も、青少年に対し、業務その他正当な理由がある場合を除き、有害がん具類等を所持させてはならない。

(有害がん具類等の陳列場所の区分等)

第10条の2 がん具類等の販売又は貸付けを業とする者は、有害がん具類等を陳列するときは、当該有害がん具類等を他のがん具類等と区分し、店内の容易に監視することができる場所に置かなければならない。

- 2 がん具類等の販売又は貸付けを業とする者は、有

害がん具類等の陳列場所に、当該有害がん具類等を青少年が購入し、又は借り受けることができない旨の掲示をしなければならない。

- 3 前2項の規定は、青少年入場禁止場所においてがん具類等の販売又は貸付けを行う場合は、適用しない。
- 4 知事は、第1項又は第2項の規定に違反している者に対し、期限を定めて、有害がん具類等の陳列場所を変更し、若しくは陳列方法を改善し、又は同項の掲示をすべきことを勧告することができる。
(不健全がん具類等の販売等の自主規制)

第10条の3 がん具類等の販売又は貸付けを業とする者は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるがん具類等(有害がん具類等を除く。以下「不健全がん具類等」という。)を青少年に販売し、又は貸し付けないよう努めなければならない。

- 2 がん具類等の販売又は貸付けを業とする者は、不健全がん具類等を陳列するときは、当該不健全がん具類等を他のがん具類等(有害がん具類等を除く。)と区分し、店内の容易に監視することができる場所に置くよう努めなければならない。
- 3 がん具類等の販売又は貸付けを業とする者は、前2項に規定する措置をとったときは、不健全がん具類等の陳列場所に、当該不健全がん具類等を青少年が購入し、又は借り受けることができない旨の掲示をするよう努めなければならない。
(自動販売機等による物品の販売等の自主規制)

第10条の4 自動販売機又は自動貸出機(以下「自動販売機等」という。)による物品の販売又は貸付けの業を行う者は、青少年の健全な育成を阻害するおそれがないよう自動販売機等に収納する物品及び自動販売機等による販売又は貸付けの方法について、適切な配慮をするように努めなければならない。

- 2 図書類又は玩具類等の販売又は貸付けを業とする者は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、不健全図書類又は不健全玩具類等を収納する自動販売機等を設置しないよう努めなければならない。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)及び同法第124条に規定する専修学校(高等課程又は一般課程を置くものに限る。)
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設
- (3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第21条に規定する公民館
- (4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- (5) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第2項に

規定する指定施設

- (6) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園
- (7) 前各号に掲げるもののほか、多数の青少年の利用に供される施設で規則で定めるもの
(自動販売機等による図書類又はがん具類等の販売等の届出)

第10条の5 自動販売機等による図書類又はがん具類等(性的感情を刺激するがん具類等で、性具その他の性的な行為の用に供するがん具類等及び性器を模したがん具類等に限る。)の販売又は貸付けの業を行おうとする者は、あらかじめ、自動販売機等ごとに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 自動販売機等の機種及び製造番号
- (3) 自動販売機等の設置場所
- (4) 次条第1項に規定する自動販売機等管理者の住所及び氏名
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 2 前項の規定による届出をした者は、同項各号(第2号を除く。)に掲げる事項に変更があつたとき、又は当該届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、当該変更又は廃止の日から10日以内に、規則で定めるところにより、変更又は廃止に係る事項を知事に届け出なければならない。
(自動販売機等管理者の設置)

第10条の6 自動販売機等による図書類又は玩具類等の販売又は貸付けの業を行う者(以下「自動販売等業者」という。)は、自動販売機等ごとに、当該自動販売機等の管理を行う者(以下「自動販売機等管理者」という。)を置かなければならない。

- 2 自動販売機等管理者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。
 - (1) 満18歳に達していること。
 - (2) 自動販売機等の設置場所が属する市町の区域内に住所を有していること。
 - (3) 自動販売機等から図書類又は玩具類等を撤去することができること。

(有害図書類等の自動販売機等への収納の制限等)

第10条の7 図書類又はがん具類等の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類又は有害がん具類等を自動販売機等に収納してはならない。

- 2 自動販売等業者又は自動販売機等管理者は、その使用し、又は管理する自動販売機等に収納されている図書類又はがん具類等が第9条第1項の規定により有害な図書類として指定され、又は第10条第1項の規定により有害ながん具類等として指定されたときは、当該指定があつた日から起算して

5 日以内に当該図書類又はがん具類等を自動販売機等から撤去しなければならない。

3 自動販売等業者は、その使用する自動販売機等の見やすい箇所に、自己の住所、氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先その他規則で定める事項を表示しなければならない。

4 知事は、第1項又は第2項の規定に違反して自動販売機等に有害図書類又は有害がん具類等を収納している自動販売等業者又は当該自動販売機等の自動販売機等管理者に対し、期限を定めて、当該有害図書類又は有害がん具類等の撤去その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（自動販売機等に係る規制の適用除外）

第10条の8 前3条の規定は、青少年入場禁止場所に設置されている自動販売機等については、適用しない。

（推奨及び指定の取消し）

第11条 知事は、第7条第1項若しくは第8条第1項の推奨又は第9条第1項、第4項若しくは第5項第3号、第10条第1項若しくは次条第1項の指定をした場合において、当該推奨又は指定をした理由がなくなつたと認めるときは、これを取り消すことができる。

2 前項の場合には、第7条第1項又は第8条第1項の推奨にあつては第7条第2項の規定を、第9条第1項の指定にあつては同条第2項及び第3項の規定を、同条第4項又は第5項第3号の指定にあつては同条第6項及び第7項の規定を、第10条第1項の指定にあつては同条第2項及び第3項の規定を、次条第1項の指定にあつては同条第2項及び第3項の規定を準用する。

（有害広告物の表示の禁止）

第12条 知事は、屋外又は屋内で公衆に表示された広告物の内容が著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は著しく道義心を傷つけるため、青少年の健全な育成を阻害すると認めるときは、当該内容の広告物を有害な広告物として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をするときは、その旨及び理由を県の公報で公示しなければならない。ただし、緊急を要するときは、当該広告物の広告主又は管理者に通知することによつて公示に代えることができる。

3 第1項の規定による指定は、前項の規定による公示又は通知によつてその効力を生ずる。

4 広告主又は広告物の管理者は、第1項の規定により指定された有害な広告物（以下「有害広告物」という。）を公衆に表示してはならない。

（有害広告ビラの頒布の制限）

第12条の2 図書類又はがん具類等の販売又は貸付けを業とする者は、青少年に対し、図書類又はが

ん具類等に係る広告を目的とするビラその他これに類するものであつて、別表に掲げる姿態若しくは行為を被写体とした写真又はその複製物を掲載するもの（以下「有害広告ビラ」という。）を頒布し、又は頒布させてはならない。

2 前項の規定によるほか、図書類又はがん具類等の販売又は貸付けを業とする者は、有害広告ビラを頒布し、又は頒布させるに当たつては、その内容を青少年が容易に知ることができない措置を講じなければならない。

3 職員（知事の指定した者に限る。）又は警察官は、青少年に対して有害広告ビラを頒布している者があるときは、その者に対し、当該頒布行為の中止を命ずることができる。

4 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（県民の努力義務）

第13条 すべて県民は、青少年がテレホンクラブ等営業を営む者の提供する役務を利用するためテレホンクラブ等営業を営む者に電話をかけ、又はテレホンクラブ等営業（無店舗型電話異性紹介営業を除く。）に係る営業所に立ち入らないよう努めなければならない。

（利用カード等の販売等の制限）

第13条の2 何人も、青少年に対し、利用カードを販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。

2 何人も、前項の規定によるほか、青少年に対し、テレホンクラブ等営業を営む者が提供する役務で対価を得て提供するものを利用するために必要な電話番号、会員番号及び暗証番号その他これに類する情報を提供してはならない。

3 何人も、自動販売機に利用カードを収納し、又は自動販売機により利用カードを発行してはならない。ただし、青少年入場禁止場所に設置されている自動販売機については、この限りでない。

（自動販売機による利用カードの販売の届出）

第13条の3 青少年入場禁止場所において自動販売機による利用カードの販売の業を行おうとする者（自動販売機による利用カードの販売を自ら行おうとするテレホンクラブ等営業を営む者を含む。）は、あらかじめ、自動販売機ごとに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

（1）住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名

（2）自動販売機の機種及び製造番号

（3）自動販売機の設置場所

（4）前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、同項各号（第

2 号を除く。)に掲げる事項に変更があつたとき、又は当該届出に係る自動販売機による利用カードの販売を廃止したときは、当該変更又は廃止の日から 10 日以内に、規則で定めるところにより、変更又は廃止に係る事項を知事に届け出なければならない。

- 3 自動販売機による利用カードの販売の業を行う者(自動販売機による利用カードの販売を自ら行うテレホンクラブ等営業を営む者を含む。)は、その使用する自動販売機の見やすい箇所に、自己の住所、氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び連絡先その他規則で定める事項を表示しなければならない。

(質物の受入れ及び古物等の買受けの制限)

第 14 条 質屋(質屋営業法(昭和 25 年法律第 158 号)

第 1 条第 2 項に規定する質屋をいう。以下同じ。)

又は古物商(古物営業法(昭和 24 年法律第 108 号)

第 2 条第 3 項に規定する古物商をいう。以下同じ。)

若しくは金属くず商等(静岡県金属くず営業条例(昭和 32 年静岡県条例第 51 号)第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する金属くず商及び金属くず行商をいう。以下同じ。)は、青少年から物品若しくは有価証券を質に取つて金銭を貸し付け、又は古物若しくは金属くずを買い受けてはならない。ただし、当該青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められる場合は、この限りでない。

(淫行及びわいせつ行為の禁止)

第 14 条の 2 何人も、青少年に対し、淫行又はわいせつ行為をしてはならない。

- 2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

(入れ墨の禁止)

第 14 条の 3 何人も、青少年に対し、入れ墨をしてはならない。

- 2 何人も、青少年に対し、前項の行為を勧誘し、又は周旋してはならない。

(着用済み下着等の譲受け等の禁止)

第 14 条の 4 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 青少年に対し、対償を供与し、又はその供与の約束をして、当該青少年から着用済み下着等(青少年が着用した下着又は青少年の体液若しくはふん尿をいい、青少年がこれらに該当すると称したものを含む。以下この条において同じ。)を譲り受けること。

(2) 青少年から着用済み下着等の売却の委託を受けること。

(3) 青少年に着用済み下着等の売却の相手方を紹介すること。

(4) 青少年に着用済み下着等を売却するように勧誘すること。

(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

第 14 条の 5 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成 11 年法律第 52 号)第 2 条第 3 項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)その他の記録をいう。以下同じ。)の提供を求めてはならない。

(場所の提供及び周旋の禁止)

第 15 条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してされ、又は青少年がこれらの行為を知つて、その場所の提供又は周旋をしてはならない。

(1) 淫行又はわいせつ行為

(2) 入れ墨

(3) 第 14 条の 4 第 1 号から第 3 号までに規定する行為

(4) 飲酒又は喫煙

(5) 暴力行為

(6) とばく行為

(7) 麻薬、覚せい剤又は大麻を使用する行為

(8) 前号に掲げるもののほか、催眠、興奮、幻覚、麻酔等の作用を有する薬品及びこれを含有する物で、規則で定めるものをみだりに使用する行為

(深夜外出の制限等)

第 16 条 保護者は、その監護する青少年を深夜(午後 11 時から翌日の午前 4 時までの時間をいう。以下同じ。)に外出させないように努めなければならない。ただし、通勤、通学その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

2 何人も、保護者の委託を受けず、又はその承諾を得ないで、深夜に青少年を同行して外出してはならない。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

3 次に掲げる施設を経営する者及び興行場経営者等は、深夜において、当該施設又は興行を行う場所に青少年を入場させてはならない。

(1) 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設

(2) 設備を設けて客に主にインターネットの利用又は図書類の閲覧若しくは観覧を行わせる施設

(3) 設備を設けて客にボウリングを行わせる施設

(4) スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備により客に遊技をさせる施設(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2

条第1項第4号及び第5号に規定する営業を行う施設並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)第1条に規定する施設(同条第2号に掲げる施設を除く。)を除く。)

- 4 前項各号に掲げる施設を営業者及び興行場経営者等は、規則で定めるところにより、入場しようとする者が見やすい箇所に、深夜において青少年の入場を禁ずる旨を掲示しなければならない。
- 5 深夜に営業を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に当該営業に係る施設内又は敷地内にいる青少年(保護者が同行しているもの及び保護者の委託を受け、又はその承諾を得た者が同行しているものを除く。)に対し、帰宅を促すよう努めなければならない。
(射幸心をそそる遊技場への入場に係る保護者の努力義務)

第16条の2 保護者は、その監護する青少年がぱちんこ屋、スマートボール場、射的場、まあじやん屋その他の遊技場で設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせるものに入場させないように努めなければならない。
(インターネット上の情報利用等に係る保護者、事業者等の努力義務)

第16条の3 保護者並びに学校及び青少年の職場の関係者は、インターネットの利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等について自ら理解を深め、インターネットの利用により得られる情報で、その内容の全部又は一部が青少年の健全な育成を阻害すると認められるもの(以下「阻害情報」という。)に対する青少年の判断能力の育成に努めなければならない。

- 2 インターネットを利用することができる端末設備(以下単に「端末設備」という。)を青少年の利用に供する者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、フィルタリング(インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することをいう。以下同じ。)の機能を有するソフトウェアの利用その他の適切な方法により、阻害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することを防止するよう努めなければならない。
- 3 端末設備の販売又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)は、その事業活動を行うに当たっては、フィルタリングの機能を有するソフトウェアに関する情報その他の青少年がインターネットの利用により阻害情報を閲覧し、又は視聴することを防止するために

必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(携帯電話端末等による有害情報の閲覧防止措置)

第16条の4 保護者は、その監護する青少年が携帯電話インターネット接続役務(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号。以下「整備法」という。)第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。)の提供を受ける場合には、フィルタリングサービス(同条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。)を利用させるとともに、当該青少年が特定携帯電話端末等(整備法第16条に規定する特定携帯電話端末等をいう。以下同じ。)を使用する場合には、フィルタリング有効化措置(同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。)が講ぜられた特定携帯電話端末等を使用させるように努めなければならない。

- 2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等(整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。)は、整備法第14条の規定により青少年又はその保護者に対し同条に規定する事項を説明するときは、併せて、青少年がインターネットを不適切に利用することにより犯罪に巻き込まれるおそれがあることその他規則で定める事項を説明するとともに、これらの事項を記載し、又は記録した説明書又は電磁的記録を交付し、又は提供しなければならない。
- 3 保護者は、整備法第15条ただし書の規定によりフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、当該青少年が就労しており、フィルタリングサービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める理由その他規則で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を携帯電話インターネット接続役務提供事業者(整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。)に提出し、又は提供しなければならない。
- 4 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の書面又は電磁的記録の提出又は提供を受けた場合に限り、フィルタリングサービスを利用しない携帯電話インターネット接続役務を提供することができる。この場合において、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、当該役務の提供に関する契約が終了する日又は当該役務の提供を受ける青少年が満18歳に達する日のいずれか早い日までの間、同項の書面若しくは当該書面に係る電磁的記録又は同項の電磁的記録を保存しなければならない。

- 5 保護者は、整備法第16条ただし書の規定によりフィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、保護者が当該青少年の携帯電話インターネット接続役務の利用状況を適切に把握することにより当該青少年が有害情報を閲覧することがないようにすることその他の規則で定める理由その他規則で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出し、又は提供しなければならない。
- 6 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前項の書面又は電磁的記録の提出又は提供を受けた場合に限り、フィルタリング有効化措置を講ずることなく特定携帯電話端末等を販売することができる。この場合において、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、当該特定携帯電話端末等に係る携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約が終了する日又は当該役務の提供を受ける青少年が満18歳に達する日のいずれか早い日までの間、同項の書面若しくは当該書面に係る電磁的記録又は同項の電磁的記録を保存しなければならない。
- 7 知事は、第2項、第3項及び第5項の規定の施行に必要な限度において、保護者に対し、これらの規定による措置の実施状況その他必要な事項について、報告をさせることができる。
- 8 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が第2項、第4項又は第6項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- 9 知事は、前項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。
(報告及び立入調査等)
- 第17条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、その業務に関し報告又は資料の提出を求めることができる。
- (1) 興行場経営者等
 - (2) 図書類の販売又は貸付けを業とする者
 - (3) がん具類等の販売又は貸付けを業とする者
 - (4) 有害広告物の広告主又は管理者
 - (5) 自動販売機による利用カードの販売の業を行う者
 - (6) 質屋又は古物商若しくは金属くず商等
 - (7) 第16条第3項各号に掲げる施設を営業者
 - (8) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等
- 2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、

その指定した職員又は警察官に、営業時間内において、前項各号に掲げる者の営業所又は同項第2号、第3号若しくは第5号に掲げる者の使用する自動販売機等の設置場所に立ち入り、調査させ、関係者に質問させ、又は関係者から資料の提出を求めさせることができる。

- 3 前項の規定により立入調査等をする職員又は警察官は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(審議会への諮問等)

第18条 知事は、次に掲げる場合においては、静岡県附属機関設置条例(昭和27年静岡県条例第60号)第1条の規定により設置された静岡県青少年環境整備審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

(1) 第7条第1項又は第8条第1項の規定による推奨をしようとするとき。

(2) 第9条第1項、第4項若しくは第5項第3号、第10条第1項又は第12条第1項の規定による指定をしようとするとき。

(3) 第11条第1項の規定による取消しをしようとするとき。

- 2 知事は、前項ただし書の規定により、審議会の意見を聴かないで推奨、指定又は取消しをしたときは、速やかに、審議会に報告しなければならない。

(一般からの申出)

第19条 何人も、第7条第1項若しくは第8条第1項の推奨、第9条第1項、第10条第1項若しくは第12条第1項の指定又は第11条第1項(第9条第4項及び第5項第3号に係る部分を除く。)の取消しをすることが適当であると認めるときは、知事に対し、その旨を要請することができる。

第20条 削除

(罰則)

第21条 第14条の2第1項の規定に違反した者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

2 第14条の3の規定に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

3 第10条の7第1項の規定に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第10項の規定に違反した者

(2) 第10条第4項の規定に違反した者

(3) 第10条の5第1項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(4) 第10条の7第2項の規定に違反した者

- (5) 第 10 条の 7 第 4 項の規定による命令に従わなかつた者
- (6) 第 12 条第 4 項の規定に違反した者
- (7) 第 12 条の 2 第 1 項の規定に違反した者
- (8) 第 12 条の 2 第 3 項の規定による命令に従わなかつた者
- (9) 第 13 条の 2 の規定に違反した者
- (10) 第 14 条の 2 第 2 項の規定に違反した者
- (11) 第 14 条の 4 の規定に違反した者
- (12) 第 14 条の 5 の規定に違反した者であつて、次のいずれかに該当するもの
- ア 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者
- イ 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者
- (13) 第 15 条の規定に違反した者
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。
- (1) 第 9 条第 8 項の規定に違反した者
- (2) 第 9 条の 2 第 5 項の規定による命令に従わなかつた者
- (3) 第 10 条の 5 第 2 項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (4) 第 13 条の 3 第 1 項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (5) 第 16 条第 3 項の規定に違反した者
- 6 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の罰金に処する。
- (1) 第 13 条の 3 第 2 項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第 14 条の規定に違反した者
- (3) 第 16 条第 2 項の規定に違反した者
- (4) 第 17 条第 1 項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同条第 2 項の規定による立入り、調査、質問若しくは資料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、質問に対して虚偽の陳述をし、若しくは虚偽の資料を提出した者
- 7 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の罰金に処する。
- (1) 第 9 条第 9 項の規定に違反した者
- (2) 第 9 条の 2 第 2 項の規定に違反した者
- (3) 第 16 条第 4 項の規定に違反した者
- 8 第 14 条の 2 から第 15 条までに規定する行為をした者は、青少年の年齢を知らないことを理由として、第 1 項、第 2 項及び第 4 項第 10 号から第 13 号までの規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

い。

(両罰規定)

第 22 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

(罰則の適用除外)

第 23 条 この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。この条例に違反する行為をした時ににおいて青少年であつた者についても同様とする。

(委任)

第 24 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

静岡県家庭教育支援条例

公 布	:	平成 26 年 10 月 28 日
改 正	:	令和 27 年 3 月 20 日
現在施行	:	令和 27 年 4 月 1 日

家庭は、子どもの心のよりどころとなる場所であるとともに、全ての教育の出発点であります。

家庭教育は、教育の原点であり、保護者と子どもの愛情によるきずなのもとに、家庭での団らんや共同体験を通じて行われてきました。特に乳幼児期から思春期にかけての家庭教育は、社会との関わり方や人生観など、人間形成に大きな影響を与えることから、保護者の役割は極めて重要であると言えます。

東西に広い静岡県では、それぞれの地域で特徴のある伝統・文化・習慣を後世に伝えながら、子どもの育ちを家庭と地域社会等が一体となって支えてきました。

しかしながら近年では、家族形態の多様化や地域社会とのつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が大きく変化し、過保護や過干渉、放任や虐待など、家庭の教育力の低下が指摘されています。また、子育ての不安を抱える親や孤立化する親、社会性や自立心の形成に課題のある子どもなど、様々な問題を抱える家庭が増えています。

本県は、個人として自立し、人との関わり合いを大切にしながら、よりよい社会づくりに参画し行動する「有徳の人」の育成に向けて、子どもが基本的な生活習慣や倫理観、自立心や自制心を身に付けられるよう、保護者はもとより社会全体で家庭教育の充実に取り組んできましたが、こうした家庭と社会の変化を踏まえ、より一層の支援をしていくことが求められています。私たちは家庭教育の意義を見つめ直し、家庭教育に対する各家庭の責任を改めて認

識するとともに、家庭を取り巻く学校等、地域住民、地域活動団体、事業者、行政等社会全体が、家庭教育の自主性を尊重し、それぞれ適切な役割分担を果たしつつ、一体となって家庭教育を支援する必要があります。

ここに、子どもたちが地域の宝として社会全体から愛情を受け、健やかに成長する静岡を目指して、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、家庭教育が子どもの健全な成長に果たす役割の重要性に鑑み、本県の家庭教育への支援についての基本理念及びその実現を図るために必要な事項を定め、家庭教育への支援に関する施策を総合的に推進することにより、子どもの健全な成長のために必要な生活習慣の確立並びに子どもの自立心の育成及び心身の調和のとれた発達を図り、もって子どもたちが地域の宝として社会全体から愛情を受け、健やかに成長する静岡を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「家庭教育」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。以下同じ。)が子どもに対して行う教育をいう。

2 この条例において「子ども」とは、おおむね18歳以下の者をいう。

3 この条例において「学校等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいう。

4 この条例において「地域活動団体」とは、社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する社会教育関係団体、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他の団体で地域的な活動を行うものをいう。

(基本理念)

第3条 家庭教育への支援は、保護者が子どもの教育について第一義的責任を有するという基本的認識の下に、行政、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の社会の全ての構成員が、家庭教育の自主性を尊重しつつ、各々の役割を果たすとともに、社会全体が一体となって取り組むことを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、家庭教育の支援を目的とした体制を整備するとともに、家庭教育を支援

するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定により施策を策定し、及び実施しようとするときは、保護者及び市町、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者と連携して取り組むものとする。

3 県は、第1項の規定により施策を策定し、及び実施しようとするときは、様々な家庭状況に配慮するものとする。

(市町への支援)

第5条 県は、市町が家庭教育を支援するための施策を策定し、及び実施しようとするときは、市町に対して情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(保護者の責任と役割)

第6条 保護者は、教育基本法(平成18年法律第120号)第10条第1項の規定の趣旨にのっとり、子どもの教育について第一義的責任を有することを自覚しなければならない。

2 保護者は、子どもに愛情をもって接し、子どもの健全な成長のために必要な生活習慣の確立並びに子どもの自立心の育成及び心身の調和のとれた発達を図るように努めるとともに、自らも成長していくよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第7条 学校等は、基本理念にのっとり、保護者と連携して、子どもの健全な成長のために必要な生活習慣を身に付けさせるとともに、子どもの自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることにより、家庭教育の支援に努めるものとする。

2 学校等は、県及び市町が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

(地域住民等の役割)

第8条 地域住民は、基本理念にのっとり、保護者と連携して、地域の歴史、伝統、文化、行事等を通じ、子どもの健全な育成に努めるとともに、保護者が家庭教育を行うのに良好な地域環境の整備に努めるものとする。

2 地域活動団体は、基本理念にのっとり、保護者と連携して、家庭教育を支援するための取組を行うよう努めるものとする。

3 地域住民及び地域活動団体は、県及び市町が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、基本理念にのっとり、家庭教育における保護者の役割の重要性に鑑み、従業員の仕事と家庭生活との両立が図られるよう必要な就業環境の整備等に努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

実施状況について、毎年度、議会に報告するとともに、公表するものとする。

(親としての学びの支援)

第10条 県は、親としての学び(保護者が、子どもの発達段階に応じて大切にしたい家庭教育に関する知識、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことを学ぶことをいう。次項において同じ。)を支援する学習方法の開発及びその普及並びに学習内容の充実を図るものとする。

2 県は、市町、地域活動団体その他の関係者が、親としての学びを支援する学習の機会を提供することを支援するものとする。

(親になるための学びの支援)

第11条 県は、親になるための学び(将来親になるために必要となる保護者の役割、子育ての意義等について学ぶことをいう。次項において同じ。)に関する学習方法の開発及びその普及並びに学習内容の充実を図るものとする。

2 県は、学校等、地域活動団体その他の関係者が、親になるための学びに関する学習の機会を提供することを支援するものとする。

(家庭教育の支援活動に対する支援)

第12条 県は、家庭教育の支援を行う関係者が取り組む家庭教育の支援に係る活動を支援するものとする。

(学び合い、支え合う環境の整備等)

第13条 県は、保護者が家庭教育について学び合い、支え合う環境の整備を図るものとする。

2 県は、前項に規定する環境の整備に当たっては、子育て経験のある県民等多様な世代の県民の参加が図られるよう配慮するものとする。

(人材養成等)

第14条 県は、家庭教育の支援を行う人材の養成及び資質の向上に努めるとともに、家庭教育の支援を行う関係者のネットワークを構築し、それを広めるものとする。

(相談体制の整備・充実等)

第15条 県は、家庭教育及び子育てに関する相談に応ずるため、相談体制の整備及び充実、相談窓口の周知その他の必要な施策を行うものとする。

(県民の理解の増進等)

第16条 県は、家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

2 県は、家庭教育における保護者の果たす役割及び社会の全ての構成員が家庭教育を支援することの重要性について、県民の理解を深めるよう必要な施策を行うものとする。

(財政上の措置)

第17条 県は、家庭教育を支援するための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第18条 知事は、家庭教育を支援するための施策の

【参考資料】 静岡県の主な社会教育関係諸団体

令和7年5月1日現在

団体等名称	代表者	事務局所在地	電 話	所管課
静岡県社会教育委員連絡協議会	中 嶋 るり子	静岡市葵区追手町9-6 社会教育課内	054-252-0620	社会教育課
静岡県公立高等学校PTA連合会	住 吉 明	静岡市葵区追手町3-11 しずおか焼津信用金庫追手町ビル6F	054-255-4678	社会教育課
静岡県PTA連絡協議会	宮 下 修一	静岡市葵区駿府町1-12 教育会館4 F	054-252-8223	社会教育課
静岡県図書館協会	高 橋 健二	静岡市駿河区谷田53-1 県立中央図書館内	054-262-1246	新図書館整備課
静岡県読書推進運動協議会	伊 藤 博	静岡市駿河区谷田53-1 県立中央図書館内	054-262-1246	社会教育課
静岡県青少年育成会議	鈴 木 康友	静岡市葵区追手町9-6 県教育委員会社会教育課内	054-221-3305	社会教育課
(一財)静岡県青少年会館	大 石 節雄	静岡市葵区昭和町9-5 第2大石ビル3階	054-255-2566	社会教育課
市町人権教育連絡協議会	野 秋 愛美	浜松市中区早馬町2-1 浜松市人権啓発センター	053-457-2031	教育政策課
静岡県人権・地域改善推進会	天 野 一	静岡市葵区東草深町20-27	054-260-5246	人権同和对策室
静岡県人権問題啓発推進協議会	青 山 秀徳	静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館4 F	054-221-2303	人権同和对策室
静岡県隣保館連絡協議会	赤 堀 信義	静岡県掛川市中5989番地の1 掛川市睦三会館内	0537-74-3970	人権同和对策室
静岡県文化協会	鬼 頭 宏	静岡市葵区追手町9-6 スポーツ・文化観光部文化局文化政策課内	054-221-2254	文化政策課
静岡県文化財保存協会	甲 田 吉孝	静岡市葵区追手町9-6 スポーツ・文化観光部文化財課内	054-221-3159	文化財課
静岡県博物館協会	木 下 直之	静岡市駿河区谷田53-2 県立美術館内	054-263-5755	社会教育課
(公益財団法人)静岡県スポーツ協会	中 谷 多加二	静岡市駿河区国吉田5-1-1	054-265-6464	スポーツ振興課
静岡県スポーツ推進委員連絡協議会	竹 田 利恵子	静岡市葵区追手町9-6 スポーツ・文化観光部スポーツ振興課内	054-221-3177	スポーツ振興課
静岡県赤十字水上安全奉仕団	菅 沼 博明	静岡市葵区追手町44-17 日本赤十字社静岡県支部内	054-252-8131	スポーツ振興課
静岡県レクリエーション協会	天 野 一	静岡市葵区東草深町20-27 天の一後援会事務所内	054-295-6011	スポーツ振興課
静岡県社会福祉協議会	神 原 啓文	静岡市葵区駿府町1-70 県総合社会福祉会館内	054-254-5248	福祉長寿政策課
特定非営利活動法人 静岡県ボランティア協会	小 野 田 全宏	静岡市葵区駿府町1-70 県総合社会福祉会館内	054-255-7357	福祉長寿政策課
静岡県コミュニティづくり推進協議会	伊 藤 嘉奈子	静岡市葵区駿府町1-70 県総合社会福祉会館内	054-251-3585	地域振興課
静岡県青年団連絡協議会	山 梨 剛	静岡市葵区昭和町9-5 第2大石ビル3階	054-254-2006	社会教育課
(一社)日本ボーイスカウト静岡県連盟	鈴 木 康友	静岡市葵区鷹匠1-12-1 静鉄青葉園ビル305号	054-255-6185	社会教育課
(一社)ガールスカウト静岡県連盟	山 口 協子	静岡市葵区昭和町9-5 第2大石ビル3階	054-252-4840	社会教育課
(一社)静岡県子ども会連合会	喜 瀬 川 康博	静岡市葵区昭和町9-5 第2大石ビル3階	054-292-5151	こども未来課

令和7年度静岡県社会教育関係基礎資料集

令和7年8月

編集・発行 静岡県教育委員会社会教育課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

電 話 054-221-3160

F A X 054-221-3362

電子メール kyoui_shakyo@pref.shizuoka.lg.jp